

会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定に基づき組織再編行為に関する法務省令を次のように定める

。

組織再編行為に関する法務省令

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 組織再編行為に係る会社の計算

第一節 総則（第三条 第五条）

第二節 吸収合併

第一款 通則（第六条）

第二款 のれん等（第七条 第十条）

第三款 純資産（第十一条 第十五条）

第三節 吸収分割

第一款 通則（第十六条）

第二款 のれん等（第十七条 第二十条）

第三款 純資産（第二十一条 第二十五条）

#### 第四節 株式交換

第一款 通則（第二十六条）

第二款 のれん等（第二十七条）

第三款 純資産（第二十八条・第二十九条）

#### 第五節 新設合併

第一款 通則（第三十条）

第二款 のれん（第三十一条 第三十三条）

第三款 純資産（第三十四条 第三十七条）

#### 第六節 新設分割

第一款 通則（第三十八条）

第二款 のれん（第三十九条・第四十条）

第三款 純資産（第四十一条・第四十二条）

第四款 共同新設分割（第四十二条）

#### 第七節 株式移転

第一款 通則（第四十四条）

第二款 のれん等（第四十五条・第四十六条）

第三款 純資産（第四十七条）

第八節 持分会社に関する特則（第四十八条）

第九節 事業の譲渡及び譲受け（第四十九条・第五十条）

第十節 組織変更（第五十一条）

第三章 吸収分割契約及び新設分割計画（第五十二条）

第四章 組織変更をする株式会社の手続（第五十三条・第五十四条）

第五章 吸収合併消滅株式会社、吸収分割株式会社及び株式交換完全子会社の手続（第五十五条 第六十

三条）

第六章 吸収合併存続株式会社、吸収分割承継株式会社及び株式交換完全親株式会社の手続（第六十四条

第七十四条）

第七章 新設合併消滅株式会社、新設分割株式会社及び株式移転完全子会社の手続（第七十五条 第八十

一条）

第八章 新設合併設立株式会社、新設分割設立株式会社及び株式移転設立完全親会社の手続（第八十二条

第八十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この省令は、組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転に関する会社法（平成十七年法律第八十六号。以下「法」という。）の規定により委任された事項等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 組織変更後株式会社 法第七百四十六条第一号に規定する組織変更後株式会社をいう。
- 二 組織変更後持分会社 法第七百四十四条第一項第一号に規定する組織変更後持分会社をいう。
- 三 吸収合併消滅会社 法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいう。
- 四 吸収合併消滅株式会社 法第七百四十九条第一項第二号に規定する吸収合併消滅株式会社をいう。
- 五 吸収合併消滅持分会社 法第七百四十九条第一項第二号に規定する吸収合併消滅持分会社をいう。
- 六 吸収合併存続会社 法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社をいう。
- 七 吸収合併存続株式会社 法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収合併存続株式会社をいう。
- 八 吸収合併存続持分会社 法第七百五十一条第一項第一号に規定する吸収合併存続持分会社をいう。
- 九 新設合併消滅会社 法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいう。
- 十 新設合併消滅株式会社 法第七百五十三条第一項第六号に規定する新設合併消滅株式会社をいう。
- 十一 新設合併消滅持分会社 法第七百五十三条第一項第六号に規定する新設合併消滅持分会社をいう。
- 十二 新設合併設立会社 法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。

- 十三 新設合併設立株式会社 法第七百五十三条第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社をいう。
- 十四 新設合併設立持分会社 法第七百五十五条第一項第二号に規定する新設合併設立持分会社をいう。
- 十五 吸収分割会社 法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。
- 十六 吸収分割株式会社 法第七百五十八条第二号に規定する吸収分割株式会社をいう。
- 十七 吸収分割合同会社 法第七百九十三条第二項に規定する吸収分割合同会社をいう。
- 十八 吸収分割承継会社 法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社をいう。
- 十九 吸収分割承継株式会社 法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割承継株式会社をいう。
- 二十 吸収分割承継持分会社 法第七百六十条第一号に規定する吸収分割承継持分会社をいう。
- 二十一 新設分割会社 法第七百六十三条第五号に規定する新設分割会社をいう。
- 二十二 新設分割株式会社 法第七百六十二条第五号に規定する新設分割株式会社をいう。
- 二十三 新設分割合同会社 法第八百十三条第二項に規定する新設分割合同会社をいう。
- 二十四 新設分割設立会社 法第七百六十二条に規定する新設分割設立会社をいう。
- 二十五 新設分割設立株式会社 法第七百六十三条第一号に規定する新設分割設立株式会社をいう。

- 二十六 新設分割設立持分会社 法第七百六十五条第一項第一号に規定する新設分割設立持分会社をいう。
- 二十七 株式交換完全子会社 法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社をいう。
- 二十八 株式交換完全親会社 法第七百六十七条第一項に規定する株式交換完全親会社をいう。
- 二十九 株式交換完全親株式会社 法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全完全親株式会社をいう。
- 三十 株式交換完全親合同会社 法第七百七十条第一項第一号に規定する株式交換完全親合同会社をいう。
- 三十一 株式移転設立完全親会社 法第七百七十二条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。
- 三十二 株式移転完全子会社 法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。
- 三十三 計算書類等 次のイ又はロに掲げる会社の区分に応じ、当該イ又はロに定めるものをいう。
  - イ 株式会社 各事業年度に係る計算書類（法第四百三十五条第二項に規定する計算書類をいう。）及

び事業報告（法第四百三十六条第一項又は第二項の規定の適用がある場合にあつては、監査報告又は会計監査報告を含む。）

ロ 持分会社（法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下同じ。） 法第六百十七条第二項に規定する計算書類

三十四 臨時計算書類等 法第四百四十一条第一項に規定する臨時計算書類（法第四百四十一条第二項の規定の適用がある場合にあつては、監査報告又は会計監査報告を含む。）をいう。

三十五 社債等 社債及び新株予約権をいう。

三十六 取得条項付新株予約権 法第二百七十三条第一項に規定する取得条項付新株予約権をいう。

三十七 最終事業年度 次のイ又はロに掲げる会社の区分に応じ、当該イ又はロに定めるものをいう。

イ 株式会社 法第二条第二十四号に規定する最終事業年度

ロ 持分会社 各事業年度に係る法第六百十七条第二項に規定する計算書類を作成した場合における当該事業年度のうち最も遅いものをいう。

2 この省令において「会社」、「外国会社」、「子会社」、「親会社」、「種類株式発行会社」、「譲渡



制限株式」、「取得条項付株式」、「新株予約権」、「社債」、「配当財産」、「組織変更」、「吸収合併」、「新設合併」、「吸収分割」、「新設分割」、「株式交換」、「株式移転」又は「電子公告」とは、それぞれ法第二条に規定する会社、外国会社、子会社、親会社、種類株式発行会社、譲渡制限株式、「取得条項付株式」、新株予約権、社債、配当財産、組織変更、吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転又は電子公告をいう。

## 第二章 組織再編行為に係る会社の計算

### 第一節 総則

#### (通則)

第三条 法第四百三十二条第一項、第四百四十五条第五項及び第六百十五条第一項の規定により法務省令で定める合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転、事業の譲渡及び譲受け並びに組織変更に際しての会社の計算に関する事項は、この章の定めるところによる。

#### (斟酌)

第四条 この章の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その

他の会計慣行を斟酌しなければならない。

(定義)

第五条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 株主 株主及び持分会社の社員その他会社と合併することができる法人の社員その他の構成員をいう。

二 株式 株式及び持分をいう。

三 共通支配下関係 二以上の者が同一の者（人格のないものを含む。）に支配（一時的な支配を除く。）をされている場合における当該二以上の者に係る関係をいう。

四 吸収型再編 次に掲げる行為をいう。

イ 吸収合併（会社が会社以外の法人とする合併であつて、合併後会社が存続するものを含む。以下この章において同じ。）

ロ 吸収分割

ハ 株式交換（保険業法（平成七年法律第百五号）第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換

を含む。以下この章において同じ。）

五 吸収型再編対象財産 次のイ又はロに掲げる吸収型再編の区分に応じ、次のイ又はロに定める財産をいう。

イ 吸収合併 吸収合併により吸収合併存続会社（会社以外の法人とする吸収合併後存続する会社を含む。以下この章において同じ。）が承継する財産

ロ 吸収分割 吸収分割により吸収分割承継会社が承継する財産

六 吸収型再編受入会社 次のイから八までに掲げる吸収型再編の区分に応じ、次のイから八までに定める会社をいう。

イ 吸収合併 吸収合併存続会社

ロ 吸収分割 吸収分割承継会社

八 株式交換 株式交換完全親会社（保険業法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換完全親会社を含む。以下この章において同じ。）

七 吸収型再編対価 次のイから八までに掲げる吸収型再編の区分に応じ、次のイから八までに定める財

産をいう。

イ 吸収合併 吸収合併に際して吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社（会社以外の法人とする吸収合併により消滅する会社以外の法人を含む。以下この章において同じ。）の株主に対して交付する財産

ロ 吸収分割 吸収分割に際して吸収分割承継会社が吸収分割会社に対して交付する財産

ハ 株式交換 株式交換に際して株式交換完全親会社が株式交換完全子会社（保険業法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換完全親会社にその株式の全部を取得されることとなる株式会社を含む。以下この章において同じ。）の株主に対して交付する財産

八 吸収型再編対価時価 吸収型再編対価の時価その他適切な方法により算定された吸収型再編対価の時価をいう。

九 吸収型再編対価簿価 次のイ又はロに掲げる吸収型再編対価（吸収型再編受入会社の株式を除く。）の区分に応じ、次のイ又はロに定める額の合計額（吸収型再編受入会社の株式以外の吸収型再編対価が存在しない場合にあつては、零）をいう。

イ ロに掲げるもの以外の吸収型再編対価 吸収型再編受入会社における吸収型再編の直前の帳簿価額

(当該帳簿価額が適正でない場合にあつては、適正な価額をいう。以下同じ。)

ロ 吸収型再編受入会社の社債等(自己社債(自己の有する社債をいう。))及び自己新株予約権(法第  
二百五十五条第一項に規定する自己新株予約権をいう。))を除く。)

当該社債等に付すべき帳簿価額

十 吸収型再編対象純資産額 吸収型再編受入会社において吸収型再編対象財産(資産(自己株式(会社  
が有する自己の株式をいう。以下同じ。))を含む。))に限る。))に付すべき価額から吸収型再編対象財  
産(負債に限る。))に付すべき価額を減じて得た額をいう。

十一 中間子会社割合 次のイ又はロに掲げる吸収型再編の区分に応じ、次のイ又はロに定める割合をい  
う。

イ 吸収合併 吸収合併の直前の吸収合併消滅会社に占める吸収合併存続会社の子会社の持分割合(あ  
る会社の株主が有する株式の数の当該会社の発行済みの株式(自己株式を除く。))の総数に占める割  
合その他の適切な方法により算定されたある会社(会社以外の法人その他の団体を含む。))の構成員  
が有する当該会社に対する持分の割合をいう。ロにおいて同じ。)

- 口 吸収分割 吸収分割の直前の吸収分割会社に占める吸収分割承継会社の子会社の持分割合
- 十二 吸収型再編直前資本金額 吸収型再編の直前の吸収型再編受入会社の資本金の額をいう。
- 十三 吸収型再編後資本金額 吸収型再編後の吸収型再編受入会社の資本金の額をいう。
- 十四 吸収型再編直前資本準備金額 吸収型再編の直前の吸収型再編受入会社の資本準備金の額をいう。
- 十五 吸収型再編後資本準備金額 吸収型再編後の吸収型再編受入会社の資本準備金の額をいう。
- 十六 吸収型再編直前資本剰余金額 吸収型再編の直前の吸収型再編受入会社のその他資本剰余金（吸収型再編受入会社が持分会社である場合にあつては、資本剰余金。次号において同じ。）の額をいう。
- 十七 吸収型再編後資本剰余金額 吸収型再編後の吸収型再編受入会社のその他資本剰余金の額をいう。
- 十八 吸収型再編直前利益準備金額 吸収型再編の直前の吸収型再編受入会社の利益準備金の額をいう。
- 十九 吸収型再編後利益準備金額 吸収型再編後の吸収型再編受入会社の利益準備金の額をいう。
- 二十 吸収型再編直前利益剰余金額 吸収型再編の直前の吸収型再編受入会社のその他利益剰余金（吸収型再編受入会社が持分会社である場合にあつては、利益剰余金。次号において同じ。）の額をいう。
- 二十一 吸収型再編後利益剰余金額 吸収型再編後の吸収型再編受入会社のその他利益剰余金の額をいう。

。

二十二 新設型再編 次に掲げる行為をいう。

イ 新設合併（会社が会社以外の法人とする合併であつて、合併後会社が設立されるものを含む。以下この章において同じ。）

ロ 新設分割

ハ 株式移転（保険業法第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転を含む。以下この章において同じ。）

二十三 新設型再編対象財産 新設合併により新設合併設立会社（会社以外の法人とする新設合併により設立される会社を含む。以下この章において同じ。）が承継する財産をいう。

二十四 新設型再編受入会社 次のイから八までに掲げる新設型再編の区分に応じ、次のイから八までに定める会社をいう。

イ 新設合併 新設合併設立会社

ロ 新設分割 新設分割設立会社

ハ 株式移転 株式移転設立完全親会社（保険業法第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転設立完全親会社を含む。以下この章において同じ。）

二十五 新設型再編対価 次のイから八までに掲げる新設型再編の区分に応じ、次のイから八までに定める財産をいう。

イ 新設合併 新設合併に際して新設合併設立会社が新設合併消滅会社（会社以外の法人とする新設合併により消滅する会社以外の法人を含む。以下この章において同じ。）の株主に対して交付する財産

ロ 新設分割 新設分割に際して新設分割設立会社が新設分割会社に対して交付する財産

ハ 株式移転 株式移転に際して株式移転設立完全親会社が株式移転完全子会社（保険業法第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転設立完全親会社にその株式の全部を取得されることとなる株式会社を含む。以下この章において同じ。）の株主に対して交付する財産

二十六 新設型再編対価時価 新設型再編対価の時価その他適切な方法により算定された新設型再編対価の価額をいう。

二十七 新設型再編対価簿価 新設型再編対価である新設型再編受入会社の社債等につき新設型再編受入



会社において付すべき帳簿価額（新設型再編対価である新設型再編受入会社の社債等が存しない場合にあっては、零）をいう。

二十八 設立時資本金額 新設型再編受入会社の設立時の資本金の額をいう。

二十九 設立時資本準備金額 新設型再編受入会社の設立時の資本準備金の額をいう。

三十 設立時資本剰余金額 新設型再編受入会社の設立時のその他資本剰余金（新設型再編受入会社が持分会社である場合にあっては、資本剰余金）の額をいう。

三十一 設立時利益準備金額 新設型再編受入会社の設立時の利益準備金の額をいう。

三十二 設立時利益剰余金額 新設型再編受入会社の設立時のその他利益剰余金（新設型再編受入会社が持分会社である場合にあっては、利益剰余金）の額をいう。

## 第二節 吸収合併

### 第一款 通則

第六条 吸収合併に係る会社の計算に関しては、この節の定めるところによる。

### 第二款 のれん等

(時価で評価する場合におけるのれんの計上)

第七条 吸収型再編対象財産の全部の取得原価を吸収型再編対価の時価その他当該吸収型再編対象財産の時価を適切に算定する方法をもって測定することとする場合には、吸収合併存続会社は、吸収合併に際して、資産又は負債としてのれんを計上することができる。

2 前項に規定する場合には、吸収合併存続会社が有する吸収合併消滅会社の株式をも吸収型再編対価として考慮するものとする。

(共通支配下関係にある場合におけるのれんの計上)

第八条 吸収合併消滅会社と吸収合併存続会社が共通支配下関係にあるものとして計算すべき場合(次条第一項に規定する場合を除く。)において、次の各号に掲げるときは、吸収合併存続会社は、吸収合併に際して、当該各号に定めるのれんを計上することができる。ただし、吸収型再編対価の一部が吸収合併存続会社の株式である場合には、第一号に定めるのれんは、吸収型再編対価簿価を超えて計上することはできない。

一 吸収型再編対象純資産額が吸収型再編対価簿価未満である場合(吸収型再編対価の全部が吸収合併存

続会社の株式である場合を除く。) その差額に対応する部分についての資産としてののれん

二 吸収型再編対象純資産額が吸収型再編対価簿価以上である場合(吸収型再編対価の全部又は一部が吸収合併存続会社の株式である場合を除く。) その差額に対応する部分についての負債としてののれん

2 前項の規定により計上すべきのれんの額は、吸収型再編対象純資産額には、算入しない。

(子会社と合併をする場合におけるのれん等の計上)

第九条 吸収合併消滅会社が吸収合併存続会社(当該吸収合併存続会社の親会社その他当該吸収合併存続会社を支配する者が存するものを除く。)の子会社であるものとして計算すべき場合には、吸収合併存続会社は、吸収合併に際して、当該吸収合併消滅会社の株主(吸収合併存続会社及びその子会社を除く。)に對して交付した吸収型再編対価に対応する部分につき資産又は負債としてのれんを計上することができる。

2 前条の規定は、前項に規定する場合において、吸収合併消滅会社の株主の一部が吸収合併存続会社の子会社(当該吸収合併消滅会社を除く。)であるときにおける当該子会社に交付する吸収型再編対価に対応する部分について計上すべきのれんについて準用する。

3 前条の規定は、第一項に規定する場合において、吸収型再編対象純資産額（吸収合併存続会社の吸収合併消滅会社に対する持分に相当する部分を除く。）に対応する部分について計上すべきのれんについて準用する。

4 第一項に規定する場合には、吸収合併存続会社が有する吸収合併消滅会社の株式の帳簿価額と吸収型再編対象純資産額（吸収合併存続会社の吸収合併消滅会社に対する持分に相当する部分に限る。）との差額に対応する部分は、損益とする。

（のれんの計上の禁止）

第十条 吸収型再編対象財産に吸収合併消滅会社における吸収合併の直前の帳簿価額を付すべき場合（前二条の規定によりのれんを計上することができる場合を除く。）には、吸収合併存続会社は、吸収合併に際して、のれんを計上することができない。ただし、のれんを計上しなければならない正当な理由がある場合において、適正なのれんを計上すべきときは、この限りでない。

### 第三款 純資産

（時価で評価する場合における吸収合併存続会社の純資産）

第十一条 吸収型再編対象財産の全部の取得原価を吸収型再編対価の時価その他当該吸収型再編対象財産の時価を適切に算定する方法をもって測定することとする場合において、吸収型再編対価の全部又は一部が吸収合併存続会社の株式であるときは、吸収合併存続会社の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一 吸収型再編後資本金額 次に掲げる額の合計額

イ 吸収型再編直前資本金額

ロ 株主払込資本変動額（(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を減じて得た額をいう。以下この条において同じ。）が零以上の額であるときは、当該株主払込資本変動額の範囲内で、吸収合併存続会社が吸収合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

(1) 吸収型再編対価時価（吸収合併存続会社の株式に係るものに限る。）

(2) 吸収型再編対価として処分した自己株式の帳簿価額のうち、吸収合併存続会社が払込資本から減ずるべき額と定めた額

二 吸収型再編後資本準備金額 次に掲げる額の合計額

イ 吸収型再編直前資本準備金額

ロ 株主払込資本変動額が零以上の額であるときは、当該株主払込資本変動額から前号ロに掲げる額を減じて得た額の範囲内で、吸収合併存続会社が吸収合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

三 吸収型再編後資本剰余金額 イ及びロに掲げる額の合計額から八に掲げる額を減じて得た額

イ 吸収型再編直前資本剰余金額

ロ 株主払込資本変動額

八 第一号ロ及び前号ロに掲げる額の合計額

四 吸収型再編後利益剰余金額 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額

イ 吸収型再編直前利益剰余金額

ロ 吸収型再編対価として処分した自己株式の帳簿価額のうち、吸収合併存続会社がその他利益剰余金から減ずるべき額と定めた額

（共通支配下関係にある場合における吸収合併存続会社の純資産）

第十二条 吸収合併消滅会社と吸収合併存続会社が共通支配下関係にあるものとして計算すべき場合（次条第一項に規定する場合を除く。）において、吸収型再編対価の全部又は一部が吸収合併存続会社の株式であるときは、吸収合併存続会社の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。ただし、吸収型再編対価の全部が吸収合併存続会社の株式である場合において、吸収合併存続会社が第十四条の規定を適用するものと定めるときは、この限りでない。

一 吸収型再編後資本金額 次に掲げる額の合計額

イ 吸収型再編直前資本金額

ロ 株主払込資本変動額（(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を減じて得た額をいう。以下この条において同じ。）が零以上の額であるときは、当該株主払込資本変動額の範囲内で、吸収合併存続会社が吸収合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

(1) 吸収型再編対象純資産額から吸収型再編対価簿価を減じて得た額（当該額が零未満である場合にあっては、零）

(2) 吸収型再編対価として処分した自己株式の帳簿価額のうち、吸収合併存続会社が払込資本から減

ずるべき額と定めた額

二 吸収型再編後資本準備金額 次に掲げる額の合計額

イ 吸収型再編直前資本準備金額

ロ 株主払込資本変動額が零以上の額であるときは、当該株主払込資本変動額から前号ロに掲げる額を減じて得た額の範囲内で、吸収合併存続会社が吸収合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

三 吸収型再編後資本剰余金額 イ及びロに掲げる額の合計額から八及び二に掲げる額の合計額を減じて得た額

イ 吸収型再編直前資本剰余金額

ロ 株主払込資本変動額

八 第一号ロ及び前号ロに掲げる額の合計額

二 吸収合併直前に吸収合併存続会社が有する吸収合併消滅会社の株式の帳簿価額のうち、吸収合併存続会社がその他資本剰余金の額から減ずるべき額と定めた額



四 吸収型再編後利益剰余金額 イ及びロに掲げる額の合計額から八及び二に掲げる額の合計額を減じて得た額

イ 吸収型再編直前利益剰余金額

ロ 吸収型再編対象純資産額が零未満であるときは、吸収型再編対象純資産額

八 吸収型再編対価として処分した自己株式の帳簿価額のうち、吸収合併存続会社がその他利益剰余金から減ずるべき額と定めた額

二 吸収合併直前に吸収合併存続会社が有する吸収合併消滅会社の株式の帳簿価額のうち、吸収合併存続会社がその他利益剰余金の額から減ずるべき額と定めた額

(子会社と吸収合併する場合における吸収合併存続会社の純資産)

第十三条 吸収合併消滅会社が吸収合併存続会社(当該吸収合併存続会社の親会社その他当該吸収合併存続会社を支配する者が存するものを除く。)の子会社であるものとして計算すべき場合において、吸収型再編対価の全部又は一部が吸収合併存続会社の株式であるときは、吸収合併存続会社の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一 吸収型再編後資本金額 次に掲げる額の合計額

イ 吸収型再編直前資本金額

ロ 少数株主部分株主払込資本変動額（(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を減じて得た額をいう。以下この条において同じ。）が零以上であるときは、少数株主部分株主払込資本変動額の範囲内で、吸収合併存続会社が吸収合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

(1) 吸収型再編対価時価（吸収合併存続会社の株式に係るもの限り、吸収合併存続会社の子会社に交付したものに係るものを除く。）

(2) 吸収型再編対価として処分した自己株式（吸収合併存続会社の子会社に対して処分したものを除く。）の帳簿価額のうち、吸収合併存続会社が払込資本から減ずるべき額と定めた額

ハ 中間子会社部分株主払込資本変動額（(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を減じて得た額をいう。以下この条において同じ。）が零以上であるときは、中間子会社部分株主払込資本変動額の範囲内で、吸収合併存続会社が吸収合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

(1) 吸収型再編対象純資産額に中間子会社割合を乗じて得た額から吸収合併存続会社の子会社に交付

した吸収型再編対価簿価を減じて得た額（当該額が零未満である場合にあっては、零）

(2) 吸収合併存続会社の子会社に吸収型再編対価として処分した自己株式の帳簿価額のうち、吸収合併存続会社が払込資本から減ずるべき額と定めた額

二 吸収型再編後資本準備金額 次に掲げる額の合計額

イ 吸収型再編直前資本準備金額

ロ 少数株主部分株主払込資本変動額が零以上の額であるときは、当該少数株主部分株主払込資本変動額から前号ロに掲げる額を減じて得た額の範囲内で、吸収合併存続会社が吸収合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

ハ 中間子会社部分株主払込資本変動額が零以上の額であるときは、当該中間子会社部分株主払込資本変動額から前号ハに掲げる額を減じて得た額の範囲内で、吸収合併存続会社が吸収合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

三 吸収型再編後資本剰余金額 イからハまでに掲げる額の合計額から二及びホに掲げる額の合計額を減じて得た額

イ 吸収型再編直前資本剰余金額

ロ 少数株主部分株主払込資本変動額

ハ 中間子会社部分株主払込資本変動額

ニ 第一号ロ及び前号ロに掲げる額の合計額

ホ 第一号ハ及び前号ハに掲げる額の合計額

四 吸収型再編後利益剰余金額 イ及びロに掲げる額の合計額からハに掲げる額を減じて得た額

イ 吸収型再編直前利益剰余金額

ロ 吸収型再編対象純資産額が零未満であるときは、吸収型再編対象純資産額に中間子会社割合を乗じ

て得た額

ハ 吸収型再編対価として処分した自己株式の帳簿価額のうち、吸収合併存続会社がその他利益剰余金

から減ずるべき額と定めた額

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する場合において、吸収合併消滅会社の株主の一部が吸収合併存

続会社の子会社（当該吸収合併消滅会社を除く。以下この項において同じ。）であるとき（吸収型再編対

価の全部が吸収合併存続会社の株式である場合に限る。 ) は、吸収合併存続会社の次の各号に掲げるものの額は、当該各号に定めるものとすることができる。

一 吸収型再編後資本金額 次に掲げる額の合計額

イ 前項第一号イ及びロに掲げる額の合計額

ロ 吸収合併直前の吸収合併消滅会社の資本金の額に中間子会社割合を乗じて得た額

二 吸収型再編後資本準備金額 次に掲げる額の合計額

イ 前項第二号イ及びロに掲げる額の合計額

ロ 吸収合併直前の吸収合併消滅会社の資本準備金の額に中間子会社割合を乗じて得た額

三 吸収型再編後資本剰余金額 イ及びロに掲げる額の合計額から八からホまでに掲げる額の合計額を減じて得た額

イ 前項第三号イ及びロに掲げる額の合計額

ロ 吸収合併直前の吸収合併消滅会社のその他資本剰余金の額に中間子会社割合を乗じて得た額

ハ 前項第三号二に掲げる額の合計額

- 二 吸収合併直前の吸収合併消滅会社の自己株式の帳簿価額に中間子会社割合を乗じて得た額のうち、吸収合併存続会社がその他資本剰余金から減ずるべき額と定めた額
- ホ 吸収合併に際して吸収合併存続会社の子会社に対して処分した吸収合併存続会社の自己株式の帳簿価額のうち、吸収合併存続会社がその他資本剰余金から減ずるべき額と定めた額
- 四 吸収型再編後利益準備金額 次に掲げる額の合計額
- イ 吸収型再編直前利益準備金額
- ロ 吸収合併直前の吸収合併消滅会社の利益準備金の額に中間子会社割合を乗じて得た額
- 五 吸収型再編後利益剰余金額 イ及びロに掲げる額の合計額から八及び二に掲げる額の合計額を減じて得た額
- イ 前項第四号イに掲げる額
- ロ 吸収合併直前の吸収合併消滅会社のその他利益剰余金の額に中間子会社割合を乗じて得た額
- ハ 吸収合併直前の吸収合併消滅会社の自己株式の帳簿価額に中間子会社割合を乗じて得た額のうち、吸収合併存続会社がその他利益剰余金から減ずるべき額と定めた額

二 前項第四号八に掲げる額

(資本金等も引き継ぐ場合における純資産)

第十四条 吸収型再編対象財産に吸収合併消滅会社における吸収合併の直前の帳簿価額を付すべき場合において、吸収合併存続会社の資本金、資本剰余金及び利益剰余金についても吸収合併消滅会社における吸収合併の直前の資本金、資本剰余金及び利益剰余金を引き継ぐべきときは、吸収合併後の吸収合併存続会社の次の各号に掲げるものの額は、当該各号に定める額とする。

一 吸収型再編後資本金額 次に掲げる額の合計額

イ 吸収型再編直前資本金額

ロ 吸収合併直前の吸収合併消滅会社の資本金の額

二 吸収型再編後資本準備金額 次に掲げる額の合計額

イ 吸収型再編直前資本準備金額

ロ 吸収合併直前の吸収合併消滅会社の資本準備金の額

三 吸収型再編後資本剰余金額 イ及びロに掲げる額の合計額から八及び二に掲げる額の合計額を減じて

得た額

イ 吸収型再編直前資本剰余金額

ロ 吸収合併の直前の吸収合併消滅会社のその他資本剰余金の額

ハ 吸収型再編対価として処分した吸収合併存続会社の自己株式の帳簿価額のうち、吸収合併存続会社がその他資本剰余金から減ずるべき額と定めた額

ニ 吸収合併存続会社又は吸収合併消滅会社の有する吸収合併消滅会社の株式の帳簿価額のうち、吸収合併存続会社がその他資本剰余金から減ずるべき額と定めた額

四 吸収型再編後利益準備金額 次に掲げる額の合計額

イ 吸収型再編直前利益準備金額

ロ 吸収合併消滅会社の利益準備金の額

五 吸収型再編後利益剰余金額 イ及びロに掲げる額の合計額からハ及びニに掲げる額の合計額を減じて得た額

イ 吸収型再編直前利益剰余金額



ロ 吸収合併の直前の吸収合併消滅会社のその他利益剰余金の額

ハ 吸収型再編対価として処分した吸収合併存続会社の自己株式の帳簿価額のうち、吸収合併存続会社がその他利益剰余金から減ずるべき額と定めた額

二 吸収合併存続会社又は吸収合併消滅会社の有する吸収合併消滅会社の株式の帳簿価額のうち、吸収合併存続会社がその他利益剰余金から減ずるべき額と定めた額

(その他の場合における純資産)

第十五条 第十一条から前条までの規定を適用することにより純資産を計算することができない場合又は計算することが適切でない場合において、吸収型再編対価の全部又は一部が吸収合併存続会社の株式であるときにおける吸収合併存続会社の純資産は、第十二条の定めるところに準じて計算する。

### 第三節 吸収分割

#### 第一款 通則

第十六条 吸収分割に係る会社の計算に関しては、この節の定めるところによる。

#### 第二款 のれん等

(時価で評価する場合におけるのれんの計上)

第十七条 吸収型再編対象財産の全部の取得原価を吸収型再編対価の時価その他当該吸収型再編対象財産の時価を適切に算定する方法をもって測定することとする場合には、吸収分割承継会社は、吸収分割に際して、資産又は負債としてのれんを計上することができる。

(共通支配下関係にある場合におけるのれんの計上)

第十八条 吸収分割会社と吸収分割承継会社が共通支配下関係にあるものとして計算すべき場合(次条第一項に規定する場合を除く。)において、次の各号に掲げるときは、吸収分割承継会社は、吸収分割に際して、当該各号に定めるのれんを計上することができる。ただし、第一号に定めるのれんは、吸収型再編対価の一部が吸収分割承継会社の株式である場合には、吸収型再編対価簿価を超えて計上することはできない。

一 吸収型再編対象純資産額が吸収型再編対価簿価未満である場合(吸収型再編対価の全部が吸収分割承継会社の株式である場合を除く。) その差額に対応する部分についての資産としてののれん

二 吸収型再編対象純資産額が吸収型再編対価簿価以上である場合(吸収型再編対価の全部又は一部が吸

吸収分割承継会社の株式である場合を除く。) その差額に対応する部分についての負債としてののれん

2 前項の規定により計上すべきのれんの額は、吸収型再編対象純資産額には、算入しない。

(子会社と特定吸収分割をする場合におけるのれん等の計上)

第十九条 特定吸収分割(吸収分割のうち、吸収分割契約において法第七百五十八条第八号又は第七百六十条第七号に掲げる事項を定めたものであって、吸収分割会社が吸収型再編対価の全部を当該吸収分割会社の株主に対して交付するものをいう。以下この節において同じ。)の吸収分割会社が吸収分割承継会社(当該吸収分割承継会社の親会社その他当該吸収分割承継会社を支配する者が存するものを除く。)の子会社であるものとして計算すべき場合には、吸収分割承継会社は、特定吸収分割に際して、特定吸収分割により吸収分割会社が当該吸収分割会社の株主(吸収分割会社、吸収分割承継会社及びその子会社を除く。)

(に対して交付した吸収型再編対価に対応する部分につき資産又は負債としてのれんを計上することができる。

2 前条の規定は、前項に規定する場合において、特定吸収分割により吸収分割会社が当該吸収分割会社の株主である吸収分割承継会社の子会社(当該吸収分割会社を除く。)に交付する吸収型再編対価に対応す

る部分について計上すべきのれんについて準用する。

- 3 第一項に規定する場合には、吸収分割承継会社が有する吸収分割会社の株式の帳簿価額の減少額と吸収型再編対象純資産額（吸収分割承継会社の吸収分割会社に対する持分に相当する部分に限る。）との差額に対応する部分は、損益とする。

（のれんの計上の禁止等）

- 第二十条 吸収型再編対象財産に吸収分割会社における吸収分割の直前の帳簿価額を付すべき場合（前二条の規定によりのれんを計上することができる場合を除く。）には、吸収分割承継会社は、吸収分割に際して、のれんを計上することができない。ただし、のれんを計上しなければならない正当な理由がある場合において、適正なのれんを計上すべきときは、この限りでない。

- 2 吸収型再編対価である吸収分割承継会社の株式につき吸収分割会社が付すべき帳簿価額（この項本文の規定により計上する負債の額を含む。）を吸収分割により承継させる財産の吸収分割会社における吸収分割の直前の帳簿価額をもって算定すべき場合において、当該直前の帳簿価額が零未満であるときは、吸収分割会社は、当該吸収分割承継会社の株式に付す帳簿価額と当該直前の帳簿価額との差額を負債として計

上することができる。ただし、吸収分割の直前に吸収分割会社が有する吸収分割承継会社の株式が存するときは、当該株式の帳簿価額を減ずるものとする。

### 第三款 純資産

(時価で評価する場合における吸収分割承継会社の純資産)

第二十一条 吸収型再編対象財産の全部の取得原価を吸収型再編対価の時価その他当該吸収型再編対象財産の時価を適切に算定する方法をもって測定することとする場合において、吸収型再編対価の全部又は一部が吸収分割承継会社の株式であるときは、吸収分割承継会社の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一 吸収型再編後資本金額 次に掲げる額の合計額

イ 吸収型再編直前資本金額

ロ 株主払込資本変動額(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を減じて得た額をいう。以下この条において

同じ。)が零以上の額であるときは、当該株主払込資本変動額の範囲内で、吸収分割承継会社が吸収

分割契約の定めに従い定めた額(零以上の額に限る。)

- (1) 吸収型再編対価時価（吸収分割承継会社の株式に係るものに限る。）
  - (2) 吸収型再編対価として処分した自己株式の帳簿価額のうち、吸収分割承継会社が払込資本から減すべき額と定めた額
- 二 吸収型再編後資本準備金額 次に掲げる額の合計額
  - イ 吸収型再編直前資本準備金額
  - ロ 株主払込資本変動額が零以上の額であるときは、当該株主払込資本変動額から前号ロに掲げる額を減じて得た額の範囲内で、吸収分割承継会社が吸収分割契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）
  - 三 吸収型再編後資本剰余金額 イ及びロに掲げる額の合計額から八に掲げる額を減じて得た額
  - イ 吸収型再編直前資本剰余金額
  - ロ 株主払込資本変動額
  - 八 第一号ロ及び前号ロに掲げる額の合計額
- 四 吸収型再編後利益剰余金額 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額

イ 吸収型再編直前利益剰余金額

ロ 吸収型再編対価として処分した自己株式の帳簿価額のうち、吸収分割承継会社がその他利益剰余金から減ずるべき額と定めた額

(共通支配下関係にある場合における吸収分割承継会社の純資産)

第二十二條 吸収分割会社と吸収分割承継会社が共通支配下関係にあるものとして計算すべき場合(次条第一項に規定する場合を除く。)において、吸収型再編対価の全部又は一部が吸収分割承継会社の株式であるときは、吸収分割承継会社の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。ただし、吸収型再編対価の全部が吸収分割承継会社の株式である場合において、吸収分割承継会社が第二十四條の規定を適用するものと定めたときは、この限りでない。

一 吸収型再編後資本金額 次に掲げる額の合計額

イ 吸収型再編直前資本金額

ロ 株主払込資本変動額(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を減じて得た額をいう。以下この条において同じ。)が零以上の額であるときは、当該株主払込資本変動額の範囲内で、吸収合併存続会社が吸収

分割契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

(1) 吸収型再編対象純資産額から吸収型再編対価簿価を減じて得た額（当該額が零未満である場合にあっては、零）

(2) 吸収型再編対価として処分した自己株式の帳簿価額のうち、吸収分割承継会社が払込資本から減ずるべき額と定めた額

二 吸収型再編後資本準備金額 次に掲げる額の合計額

イ 吸収型再編直前資本準備金額

ロ 株主払込資本変動額が零以上の額であるときは、当該株主払込資本変動額から前号ロに掲げる額を減じて得た額の範囲内で、吸収分割承継会社が吸収分割契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

三 吸収型再編後資本剰余金額 イ及びロに掲げる額の合計額から八に掲げる額を減じて得た額

イ 吸収型再編直前資本剰余金額

ロ 株主払込資本変動額



八 第一号ロ及び前号ロに掲げる額の合計額

四 吸収型再編後利益剰余金額 イ及びロに掲げる額の合計額から八に掲げる額を減じて得た額

イ 吸収型再編直前利益剰余金額

ロ 吸収型再編対象純資産額が零未満であるときは、吸収型再編対象純資産額

八 吸収型再編対価として処分した自己株式の帳簿価額のうち、吸収分割承継会社がその他利益剰余金から減ずるべき額と定めた額

(子会社と特定吸収分割する場合における吸収分割承継会社の純資産)

第二十三条 特定吸収分割の吸収分割会社が吸収分割承継会社(当該吸収分割承継会社の親会社その他当該

吸収分割承継会社を支配する者が存するものを除く。)の子会社であるものとして計算すべき場合には、

吸収分割承継会社の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一 吸収型再編後資本金額 次に掲げる額の合計額

イ 吸収型再編直前資本金額

ロ 少数株主部分株主払込資本変動額(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を減じて得た額をいう。以下こ

の条において同じ。)が零以上であるときは、少数株主部分株主払込資本変動額の範囲内で、吸収分割承継会社が吸収分割契約の定めに従い定めた額(零以上の額に限る。)

(1) 吸収型再編対価時価(吸収分割承継会社の株式に係るものに限り、特定吸収分割により吸収分割会社が吸収分割承継会社及びその子会社に交付したものに係るものを除く。)

(2) 吸収型再編対価として処分した自己株式(特定吸収分割により吸収分割会社が吸収分割承継会社及びその子会社に対して処分したものを除く。)の帳簿価額のうち、吸収分割承継会社が払込資本から減ずるべき額と定めた額

八 中間子会社部分株主払込資本変動額(1)に掲げる額から(2)に掲げる額の合計額を減じて得た額をいう。以下この条において同じ。)が零以上であるときは、中間子会社部分株主払込資本変動額の範囲内で、吸収分割承継会社が吸収分割契約の定めに従い定めた額(零以上の額に限る。)

(1) 吸収型再編対象純資産額に中間子会社割合を乗じて得た額から特定吸収分割により吸収分割会社が吸収分割承継会社の子会社に交付した吸収型再編対価簿価を減じて得た額(当該額が零未満である場合にあっては、零)

(2) 特定吸収分割により吸収分割会社か吸収分割承継会社の子会社に吸収型再編対価として処分した

自己株式の帳簿価額のうち、吸収分割承継会社が払込資本から減ずるべき額と定めた額

二 吸収型再編後資本準備金額 次に掲げる額の合計額

イ 吸収型再編直前資本準備金額

ロ 少数株主部分株主払込資本変動額が零以上の額であるときは、当該少数株主部分株主払込資本変動額から前号ロに掲げる額を減じて得た額の範囲内で、吸収分割承継会社が吸収分割契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

ハ 中間子会社部分株主払込資本変動額が零以上の額であるときは、当該中間子会社部分株主払込資本変動額から前号ハに掲げる額を減じて得た額の範囲内で、吸収分割承継会社が吸収分割契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

三 吸収型再編後資本剰余金額 イからハまでに掲げる額の合計額から二及びホに掲げる額の合計額を減じて得た額

イ 吸収型再編直前資本剰余金額

ロ 少数株主部分株主払込資本変動額

ハ 中間子会社部分株主払込資本変動額

二 第一号ロ及び前号ロに掲げる額の合計額

ホ 第一号ハ及び前号ハに掲げる額の合計額

四 吸収型再編後利益剰余金額 イ及びロに掲げる額の合計額からハに掲げる額を減じて得た額

イ 吸収型再編直前利益剰余金額

ロ 吸収型再編対象純資産額が零未満であるときは、吸収型再編対象純資産額に中間子会社割合を乗じて得た額

ハ 吸収型再編対価として処分した自己株式の帳簿価額のうち、吸収分割承継会社がその他利益剰余金から減ずるべき額と定めた額

(資本金等を適当に定めることができる場合における純資産)

第二十四条 特定吸収分割(吸収型再編対価の全部が吸収分割承継会社の株式であるものに限る。)の吸収分割会社と吸収分割承継会社が共通支配下関係にある場合には、吸収分割承継会社の次に掲げる額は、適

当に定めることができる。ただし、適当に定めることが適切でない場合は、この限りでない。

一 増加すべき資本金の額

二 増加すべき資本準備金の額

三 増加し、又は減少すべきその他資本剰余金の額

四 増加すべき利益準備金の額

五 増加し、又は減少すべきその他利益剰余金の額

2 前項に規定する場合には、吸収分割会社は、前項各号に掲げる額に対応して、その資本金、資本準備金若しくはその他資本剰余金又は利益準備金若しくはその他利益剰余金の額を適切に定めなければならない。この場合において、これらの額の変更に關しては、法第二編第五章第三節第二款の規定のほか、法の規定に従うものとする。

(その他の場合における純資産)

第二十五条 第二十一条から前条までの規定を適用することにより純資産を計算することができない場合又は計算することが適切でない場合において、吸収型再編対価の全部又は一部が吸収分割承継会社の株式で

あるときにおける吸収分割承継会社の純資産は、第二十二条の定めるところに準じて計算する。

#### 第四節 株式交換

##### 第一款 通則

第二十六条 株式交換に係る会社の計算に関しては、この節の定めるところによる。

##### 第二款 のれん等

第二十七条 株式交換完全子会社の株式につき株式交換完全親会社が付すべき帳簿価額（次項本文の規定により計上する負債の額を含む。）を株式交換の効力が生じた時の当該株式交換完全子会社の資産に係る帳簿価額から負債に係る帳簿価額を減じて得た額（以下この節において「完全子会社簿価純資産額」という。）をもって算定すべき場合において、次の各号に掲げるときは、株式交換完全親会社は、株式交換に際して、当該各号に定めるのれんを計上することができる。ただし、吸収型再編対価の一部が株式交換完全親会社の株式である場合には、第一号に定めるのれんは、吸収型再編対価簿価を超えて計上することはできない。

一 完全子会社簿価純資産額が吸収型再編対価簿価未満である場合（吸収型再編対価の全部が株式交換完

全親会社の株式である場合を除く。) その差額に対応する部分についての資産としてののれん

二 完全子会社簿価純資産額が吸収型再編対価簿価以上である場合(吸収型再編対価の全部又は一部が株式交換完全親会社の株式である場合を除く。) その差額に対応する部分についての負債としてののれん

2 前項に規定する場合において、完全子会社簿価純資産額が零未満であるときは、株式交換完全親会社は、株式交換完全子会社の株式に付す帳簿価額と完全子会社簿価純資産額との差額を負債として計上することができる。ただし、株式交換の直前に株式交換完全親会社が有する株式交換完全子会社の株式が存するときは、当該株式の帳簿価額を減ずるものとする。

### 第三款 純資産

(時価で評価する場合における株式交換完全親会社の純資産)

第二十八条 株式交換完全子会社の株式の取得原価を吸収型再編対価の時価その他当該株式交換完全子会社の株式の時価を適切に算定する方法をもって測定することとする場合において、吸収型再編対価の全部又は一部が株式交換完全親会社の株式であるときは、株式交換完全親会社の次の各号に掲げる額は、当該各

号に定める額とする。

一 吸収型再編後資本金額 次に掲げる額の合計額

イ 吸収型再編直前資本金額

ロ 株主払込資本変動額（(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を減じて得た額をいう。以下この条において同じ。）が零以上の額であるときは、当該株主払込資本変動額の範囲内で、株式交換完全親会社が株式交換契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

(1) 吸収型再編対価時価（株式交換完全親会社の株式に係るものに限る。）

(2) 吸収型再編対価として処分した自己株式の帳簿価額のうち、株式交換完全親会社が払込資本から減ずるべき額と定めた額

二 吸収型再編後資本準備金額 次に掲げる額の合計額

イ 吸収型再編直前資本準備金額

ロ 株主払込資本変動額が零以上の額であるときは、当該株主払込資本変動額から前号ロに掲げる額を減じて得た額の範囲内で、株式交換完全親会社が株式交換契約の定めに従い定めた額（零以上の額に



限る。)

三 吸収型再編後資本剰余金額 イ及びロに掲げる額の合計額から八に掲げる額を減じて得た額

イ 吸収型再編直前資本剰余金額

ロ 株主払込資本変動額

八 第一号ロ及び前号ロに掲げる額の合計額

四 吸収型再編後利益剰余金額 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額

イ 吸収型再編直前利益剰余金額

ロ 吸収型再編対価として処分した自己株式の帳簿価額のうち、株式交換完全親会社がその他利益剰余金から減ずるべき額と定めた額

(完全子会社の簿価純資産額で算定すべき場合における株式交換完全親会社の純資産)

第二十九条 株式交換完全子会社の株式に付すべき帳簿価額(第二十七条第二項本文の規定により計上する

負債の額を含む。)を完全子会社簿価純資産額をもって算定すべき場合において、吸収型再編対価の全部

又は一部が株式交換完全親会社の株式であるときは、株式交換完全親会社の次の各号に掲げる額は、当該

各号に定める額とする。

一 吸収型再編後資本金額 次に掲げる額の合計額

イ 吸収型再編直前資本金額

ロ 株主払込資本変動額（(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を減じて得た額をいう。以下この条において同じ。）が零以上の額であるときは、当該株主払込資本変動額の範囲内で、株式交換完全親会社が株式交換契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

(1) 完全子会社簿価純資産額から吸収型再編対価簿価を減じて得た額（当該額が零未満である場合にあっては、零）

(2) 吸収型再編対価として処分した自己株式の帳簿価額のうち、株式交換完全親会社が払込資本から減ずるべき額と定めた額

二 吸収型再編後資本準備金額 次に掲げる額の合計額

イ 吸収型再編直前資本準備金額

ロ 株主払込資本変動額が零以上の額であるときは、当該株主払込資本変動額から前号ロに掲げる額を

減じて得た額の範囲内で、株式交換完全親会社が株式交換契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

三 吸収型再編後資本剰余金額 イ及びロに掲げる額の合計額から八に掲げる額を減じて得た額

イ 吸収型再編直前資本剰余金額

ロ 株主払込資本変動額

八 第一号ロ及び前号ロに掲げる額の合計額

四 吸収型再編後利益剰余金額 イ及びロに掲げる額から八に掲げる額を減じて得た額

イ 吸収型再編直前利益剰余金額

ロ 完全子会社簿価純資産額が零未満であるときは、完全子会社簿価純資産額

八 吸収型再編対価として処分した自己株式の帳簿価額のうち、株式交換完全親会社がその他利益剰余

金から減ずるべき額と定めた額

## 第五節 新設合併

### 第一款 通則

第三十条 新設合併に係る会社の計算に関しては、この節の定めるところによる。

## 第二款 のれん

(時価等で評価する場合におけるのれんの計上)

第三十一条 新設型再編対象財産(新設合併消滅会社のうち、一の会社の有する財産に付された新設合併直前の帳簿価額を当該財産に付すべき新設合併設立会社における帳簿価額とすべき場合における当該一の会社(以下この節において「新設合併取得会社」という。))の財産を除く。))の全部の取得原価を新設型再編対価の時価その他当該新設型再編対象財産の時価を適切に算定する方法をもって測定することとする場合には、新設合併設立会社は、新設合併に際して、資産又は負債としてのれんを計上することができる。

2 前項に規定する場合において、次の各号に掲げるときは、新設合併設立会社は、新設合併に際して、当該各号に定めるのれんを計上することができる。ただし、新設型再編対価(新設合併取得会社の株主に交付したものに限り。))の一部が新設合併設立会社の株式である場合には、第一号に定めるのれんは、新設型再編対価簿価(新設合併取得会社の株主に交付した新設型再編対価に係るものに限る。以下この項において同じ。))を超えて計上することはできない。

一 新設合併取得会社の新設合併直前の株主資本の額が新設型再編対価簿価未満である場合（新設合併取得会社の株主に交付した新設型再編対価の全部が新設合併設立会社の株式である場合を除く。）その差額に対応する部分についての資産としてののれん

二 新設合併取得会社の新設合併直前の株主資本の額が新設型再編対価簿価以上である場合（新設合併取得会社の株主に交付した新設型再編対価の全部又は一部が新設合併設立会社の株式である場合を除く。）

（その差額に対応する部分についての負債としてののれん

3 第一項に規定する場合には、新設合併取得会社が有する他の新設合併消滅会社の株式をも新設型再編対価として考慮するものとする。

（共通支配下関係にある場合におけるのれんの計上）

第三十二条 新設合併消滅会社の全部が共通支配下関係にあるものとして計算すべき場合において、次の各号に掲げるときは、新設合併設立会社は、新設合併に際して、当該各号に定めるのれんを計上することができる。ただし、新設型再編対価（第一号の各新設合併消滅会社の株主に交付したものに限る。）の一部が新設合併設立会社の株式である場合には、同号に定めるのれんは、新設型再編対価簿価（同号の各新設

合併消滅会社の株主に交付した新設型再編対価に係るものに限る。 ) を超えて計上することはできない。

一 各新設合併消滅会社の新設合併直前の純資産額 ( 当該各新設合併消滅会社が第三十五条第一号イに規定する株主資本承継消滅会社である場合にあつては、新設合併直前の株主資本の額。次号において同じ。 ) が新設型再編対価簿価 ( 当該各新設合併消滅会社の株主に交付した新設型再編対価に係るものに限る。 ) 未満である場合 ( 当該各新設合併消滅会社の株主に交付した新設型再編対価の全部が新設合併設立会社の株式である場合を除く。 ) その差額に対応する部分についての資産としてののれん

二 各新設合併消滅会社の新設合併直前の純資産額が新設型再編対価簿価 ( 当該各新設合併消滅会社の株主に交付した新設型再編対価に係るものに限る。 ) 以上である場合 ( 当該各新設合併消滅会社の株主に交付した新設型再編対価の全部又は一部が新設合併設立会社の株式である場合を除く。 ) その差額に対応する部分についての負債としてののれん

( のれんの計上の禁止 )

第三十三条 新設型再編対象財産の全部につき新設合併消滅会社における新設合併の直前の帳簿価額を付すべき場合 ( 前条の規定によりのれんを計上することができる場合を除く。 ) には、新設合併設立会社は、

新設合併に際して、のれんを計上することができない。ただし、のれんを計上しなければならない正当な理由がある場合において、適正なれんを計上すべきときは、この限りでない。

### 第三款 純資産

(時価等で評価する場合における新設合併設立会社の純資産)

第三十四条 新設型再編対象財産(新設合併取得会社の財産を除く。以下この条において同じ。)の全部の取得原価を新設型再編対価の時価その他当該新設型再編対象財産の時価を適切に算定する方法をもって測定することとする場合において、新設合併取得会社の株主に交付した新設型再編対価の全部が新設合併設立会社の株式であるときは、新設合併設立会社の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。ただし、新設合併契約において、次項の規定によるものと定められた場合は、この限りでない。

一 設立時資本金額 次に掲げる額の合計額

イ 新設合併取得会社の新設合併の直前の資本金の額

ロ 新設型再編対価時価(新設合併設立会社の株式に係るものであって、新設合併取得会社以外の新設合併消滅会社の株主に交付したものに限り。以下この項において同じ。)の範囲内で、新設合併消滅

会社が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

二 設立時資本準備金額 次に掲げる額の合計額

イ 新設合併取得会社の新設合併の直前の資本準備金の額

ロ 新設型再編対価時価から前号ロに掲げる額を減じて得た額の範囲内で、新設合併消滅会社が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

三 設立時資本剰余金額 イ及びロに掲げる額の合計額から八及び二に掲げる額の合計額を減じて得た額

イ 新設合併取得会社の新設合併の直前のその他資本剰余金の額

ロ 新設型再編対価時価

八 第一号ロ及び前号ロに掲げる額の合計額

二 新設合併の直前に新設合併取得会社が有する新設合併取得会社の株式の帳簿価額のうち、新設合併取得会社がその他資本剰余金の額から減ずるべき額と定めた額

四 設立時利益準備金額 新設合併取得会社の新設合併の直前の利益準備金の額

五 設立時利益剰余金額 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額



イ 新設合併取得会社の新設合併の直前のその他利益剰余金の額

ロ 新設合併の直前に新設合併取得会社が有する新設合併取得会社の株式の帳簿価額のうち、新設合併取得会社<sup>が</sup>その他利益剰余金の額から減ずるべき額と定めた額

2 新設型再編対象財産の全部の取得原価を新設型再編対価の時価その他当該新設型再編対象財産の時価を適切に算定する方法をもって測定することとする場合において、新設合併取得会社の株主に交付した新設型再編対価の一部が新設合併設立会社の社債等であるとき又は前項ただし書に規定するときは、新設合併設立会社の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一 設立時資本金額 次に掲げる額の合計額

イ 新設合併取得会社部分株主払込資本額（(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を減じて得た額をいう。以下この項において同じ。）が零以上であるときは、当該新設合併取得会社部分株主払込資本額の範囲内で、新設合併消滅会社が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

(1) 新設合併取得会社の新設合併の直前の株主資本の額

(2) 新設型再編対価簿価（新設合併取得会社の株主に交付した新設型再編対価に係るものに限る。）

□ 新設型再編対価時価（新設合併設立会社の株式に係るものであって、新設合併取得会社以外の新設合併消滅会社の株主に交付したものに限る。以下この項において同じ。）の範囲内で、新設合併消滅会社が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

二 設立時資本準備金額 イ及びロに掲げる額の合計額から八に掲げる額を減じて得た額の範囲内で、新設合併消滅会社が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

イ 新設合併取得会社部分株主払込資本額が零以上であるときは、当該新設合併取得会社部分株主払込資本額

□ 新設型再編対価時価

八 設立時資本金額

三 設立時資本剰余金額 イ及びロに掲げる額の合計額から八及び二に掲げる額の合計額を減じて得た額  
イ 新設合併取得会社部分株主払込資本額（当該新設合併取得会社部分株主払込資本額が零未満である場合にあっては、零）

□ 新設型再編対価時価

八 設立時資本金額

二 設立時資本準備金額

四 設立時利益準備金額 零

五 設立時利益剰余金額 零（新設合併取得会社の新設合併の直前の株主資本の額が零未満であるときは、当該額）

3 新設型再編対象財産の全部の取得原価を新設型再編対価の時価その他当該新設型再編対象財産の時価を適切に算定する方法をもって測定することとする場合において、新設合併取得会社の株主に交付した新設型再編対価が存しないときは、新設合併設立会社の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一 設立時資本金額 新設型再編対価時価（新設合併設立会社の株式に係るものに限る。以下この項において同じ。）の範囲内で、新設合併消滅会社が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る）。

二 設立時資本準備金額 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額の範囲内で、新設合併消滅会社が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

イ 新設型再編対価時価

ロ 設立時資本金額

三 設立時資本剰余金額 イに掲げる額からロ及び八に掲げる額の合計額を減じて得た額

イ 新設型再編対価時価

ロ 設立時資本金額

ハ 設立時資本準備金額

四 設立時利益準備金額 零

五 設立時利益剰余金額 零

(共通支配下関係にある場合における新設合併設立会社の純資産)

第三十五条 新設合併消滅会社の全部が共通支配下関係にあるものとして計算すべき場合には、新設合併設立会社の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一 設立時資本金額 次に掲げる額の合計額

イ 株主資本承継消滅会社(新設合併消滅会社の株主が受ける新設型再編対価の全部が新設合併設立会

社の株式である場合において、当該新設合併消滅会社がこの号に規定する株主資本承継消滅会社となることを定めたときにおける当該新設合併消滅会社をいう。以下この条において同じ。）の資本金の額

ロ 非株主資本承継消滅会社（株主資本承継消滅会社又は無対価消滅会社（新設合併消滅会社の株主が受ける新設型再編対価が存しない場合における当該新設合併消滅会社をいう。以下この条において同じ。）以外の新設合併消滅会社をいう。以下この条において同じ。）の非承継会社部分株主払込資本額（(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を減じて得た額をいう。以下この条において同じ。）が零以上であるときは、当該非承継会社部分株主払込資本額の範囲内で、新設合併消滅会社が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

- (1) 非株主資本承継消滅会社の新設合併の直前の純資産額
- (2) 新設型再編対価簿価（非株主資本承継消滅会社の株主に交付した新設型再編対価に係るものに限る。）

二 設立時資本準備金額 次に掲げる額の合計額

イ 株主資本承継消滅会社の新設合併の直前の資本準備金の額

ロ 非承継会社部分株主払込資本額が零以上であるときは、当該非承継会社部分株主払込資本額から前号ロに掲げる額を減じて得た額の範囲内で、新設合併消滅会社が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

三 設立時資本剰余金額 イ及びロに掲げる額の合計額から八及び二に掲げる額の合計額を減じて得た額

イ 株主資本承継消滅会社の新設合併の直前のその他資本剰余金の額

ロ 非承継会社部分株主払込資本額（非承継会社部分株主払込資本額が零未満である場合にあつては、

零）

八 第一号ロ及び前号ロに掲げる額の合計額

二 次に掲げる株式（第五号八において「新設合併時消滅株式」という。）の帳簿価額のうち、新設合併消滅会社がその他資本剰余金の額から減ずるべき額と定めた額

(1) 新設合併の直前に株主資本承継消滅会社が有する当該株主資本承継消滅会社の株式及び他の新設合併消滅会社の株式

- (2) 新設合併の直前に非株主資本承継消滅会社が有する他の新設合併消滅会社の株式
- (3) 新設合併の直前に無対価消滅会社が有する他の新設合併消滅会社の株式

四 設立時利益準備金額 零

五 設立時利益剰余金額 イ及びロに掲げる額の合計額から八に掲げる額を減じて得た額

イ 株主資本承継消滅会社の新設合併の直前のその他利益剰余金の額

ロ 非株主払込資本承継消滅会社の新設合併の直前の純資産額が零未満であるときは、当該額

八 新設合併時消滅株式の帳簿価額のうち、新設合併消滅会社がその他利益剰余金の額から減ずるべき額と定めた額

(資本金等も引き継ぐ場合における純資産)

第三十六条 新設型再編対象財産に全部の新設合併消滅会社における新設合併の直前の帳簿価額を付すべき場合において、新設合併設立会社の資本金、資本剰余金及び利益剰余金についても全部の新設合併消滅会社における新設合併の直前の資本金、資本剰余金及び利益剰余金を引き継ぐべきときは、新設合併設立会社の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

- 一 設立時資本金額 新設合併の直前の各新設合併消滅会社の資本金の額の合計額
  - 二 設立時資本準備金額 新設合併の直前の各新設合併消滅会社の資本準備金の額の合計額
  - 三 設立時資本剰余金額 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額
  - イ 新設合併の直前の各新設合併消滅会社のその他資本剰余金の額の合計額
  - ロ 各新設合併消滅会社が有する当該新設合併消滅会社の株式及び他の新設合併消滅会社の株式の帳簿価額のうち、新設合併消滅会社がその他資本剰余金の額から減ずるべき額と定めた額
  - 四 設立時利益準備金額 新設合併の直前の各新設合併消滅会社の利益準備金の額の合計額
  - 五 設立時利益剰余金額 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額
  - イ 新設合併の直前の各新設合併消滅会社のその他利益剰余金の額の合計額
  - ロ 各新設合併消滅会社が有する当該新設合併消滅会社の株式及び他の新設合併消滅会社の株式の帳簿価額のうち、新設合併消滅会社がその他利益剰余金の額から減ずるべき額と定めた額
- (その他の場合における純資産)

第三十七条 前三条までの規定を適用することにより純資産を計算することができない場合又は計算するこ



とが適切でない場合における新設合併設立会社の純資産は、第三十五条の定めるところに準じて計算する。

## 第六節 新設分割

### 第一款 通則

第三十八条 新設分割に係る会社の計算に関しては、この節の定めるところによる。

### 第二款 のれん

(新設分割の場合におけるのれんの計上)

第三十九条 新設分割設立会社は、新設分割会社から承継する財産の価額が新設型再編対価簿価未満である場合(新設型再編対価の全部が新設分割設立会社の株式である場合を除く。)には、新設分割に際して、その差額に対応する部分についての資産としてののれんを計上することができる。ただし、当該のれんは、新設型再編対価簿価を超えて計上することはできない。

(のれんの計上の禁止等)

第四十条 前条に規定する場合を除き、新設分割設立会社は、新設分割に際して、のれんを計上することが

できない。ただし、のれんを計上しなければならない正当な理由がある場合において、適正なのれんを計上すべきときは、この限りでない。

2 新設型再編対価である新設分割設立会社の株式につき新設分割会社が付すべき帳簿価額（この項の規定により計上する負債の額を含む。）を新設分割により承継させる財産の新設分割会社における新設分割の直前の帳簿価額をもって算定すべき場合において、当該直前の帳簿価額が零未満であるときは、新設分割会社は、当該新設分割設立会社の株式に付す帳簿価額と当該直前の帳簿価額との差額を負債として計上することができる。

### 第三款 純資産

（新設分割の場合における純資産）

第四十一条 新設分割設立会社の次に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一 設立時資本金額 設立時株主払込資本額（イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額をいう。以下この条において同じ。）が零以上であるときは、当該設立時株主払込資本額の範囲内で、新設分割会社が新設分割計画に従い定めた額（零以上の額に限り、当該設立時株主払込資本額が零未満である場合

にあつては、零)

イ 新設分割会社から承継する財産の価額

ロ 新設型再編対価簿価

二 設立時資本準備金額 設立時株主払込資本額が零以上であるときは、当該設立時株主払込資本額から設立時資本金額を減じて得た額の範囲内で、新設分割会社が新設分割計画に従い定めた額(零以上の額)に限り、当該設立時株主払込資本額が零未満である場合にあっては、零)

三 設立時資本剰余金額 設立時株主払込資本額(当該設立時株主払込資本額が零未満である場合にあっては、零)から設立時資本金額及び設立時資本準備金額の合計額を減じて得た額

四 設立時利益準備金額 零

五 設立時利益剰余金額 零(新設分割会社から承継する財産の価額が零未満である場合にあっては、当該価額)

(資本金等を適当に定めることができる場合における純資産)

第四十二条 特定新設分割(新設分割のうち、新設分割計画において法第七百六十二条第十二号又は第七百

六十五条第一項第八号に掲げる事項を定めたものであって、新設分割会社が新設型再編対価の全部を当該新設分割会社の株主に対して交付するものをいう。以下この条において同じ。）の新設型再編対価の全部が新設分割設立会社の株式である場合には、新設分割設立会社の次に掲げる額は、適当に定めることができる。ただし、適当に定めることが適切でない場合は、この限りでない。

- 一 設立時資本金額（零以上の額に限る。）
- 二 設立時資本準備金額（零以上の額に限る。）
- 三 設立時資本剰余金額
- 四 設立時利益準備金額（零以上の額に限る。）
- 五 設立時利益剰余金額

2 前項に規定する場合には、新設分割会社は、前項各号に掲げる額に対応して、その資本金、資本準備金若しくはその他資本剰余金又は利益準備金若しくはその他利益剰余金の額を適切に定めなければならない。この場合において、これらの額の変更に關しては、法第二編第五章第三節第二款の規定のほか、法の規定に従うものとする。

#### 第四款 共同新設分割

第四十三条 二以上の会社が新設分割をする場合には、次に掲げるところに従い、新設分割設立会社の計算をするものとする。

一 仮に各新設分割会社が他の新設分割会社と共同しないで新設分割を行うことによつて会社（以下この条において「仮会社」という。）を設立したものとみなして、当該仮会社の計算につき前二款の規定を適用する。

二 各仮会社が新設合併をすることにより設立される会社が新設分割設立会社となるものとみなして、当該新設分割設立会社の計算につき前節の規定を適用する。

2 第三十九条の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、次の各号に掲げるときは、新設分割設立会社は、新設分割に際して、当該各号に定めるのれんを計上することができる。ただし、新設型再編対価（第一号の各新設分割会社に交付したものに限る。）の一部が新設分割設立会社の株式である場合には、同号に定めるのれんは、新設型再編対価簿価（同号の各新設分割会社に交付した新設型再編対価に係るものに限る。）を超えて計上することはできない。

一 各新設分割会社から承継する財産の価額が新設型再編対価簿価（当該各新設分割会社に交付した新設型再編対価に係るものに限る。）未満である場合（当該各新設分割会社に交付した新設型再編対価の全部が新設分割設立会社の株式である場合を除く。）その差額に対応する部分についての資産としてののれん

二 各新設分割会社から承継する財産の価額が新設型再編対価簿価（当該各新設分割会社に交付した新設型再編対価に係るものに限る。）以上である場合（当該各新設分割会社に交付した新設型再編対価の全部又は一部が新設分割設立会社の株式である場合を除く。）その差額に対応する部分についての負債としてののれん

3 第一項第一号の規定により適用する第四十条及び第四十一条第一号イの規定の適用については、第四十条中「前条」とあるのは「前条及び第四十三条」と、第四十一条第一号イ中「財産」とあるのは「財産（第四十三条第二項の規定により計上するのれんを含む。第五号において同じ。）」とする。

#### 第七節 株式移転

#### 第一款 通則

第四十四条 株式移転に係る会社の計算に関しては、この節の定めるところによる。

第二款 のれん等

(簿価評価完全子会社が存する場合におけるのれん等の計上)

第四十五条 株式移転に際して簿価評価完全子会社(株式移転完全子会社であつて、当該株式移転完全子会社の株式につき株式移転設立完全親会社が付すべき帳簿価額(次項の規定により計上する負債の額を含む。))を株式移転の効力が生じた時の当該株式移転完全子会社の資産に係る帳簿価額から負債に係る帳簿価額を減じて得た額(以下この節において「完全子会社簿価純資産額」という。))をもって算定すべき場合における当該株式移転完全子会社をいう。以下この節において同じ。))が存する場合において、次の各号に掲げるときは、株式移転設立完全親会社は、株式移転に際して、当該各号に定めるのれんを計上することができる。ただし、簿価評価完全子会社の株主に交付した新設型再編対価の一部が株式移転設立完全親会社の株式である場合には、第一号に定めるのれんは、新設型再編対価簿価(当該簿価評価完全子会社の株主に交付した新設型再編対価に係るものに限る。以下この項において同じ。))を超えて計上することはできない。

一 完全子会社簿価純資産額が新設型再編対価簿価未満である場合（当該簿価評価完全子会社の株主に交付した新設型再編対価の全部が株式移転設立完全親会社の株式である場合を除く。）その差額に対応する部分についての資産としてののれん

二 完全子会社簿価純資産額が新設型再編対価簿価以上である場合（当該簿価評価完全子会社の株主に交付した新設型再編対価の全部又は一部が株式移転設立完全親会社の株式である場合を除く。）その差額に対応する部分についての負債としてののれん

2 前項に規定する場合において、完全子会社簿価純資産額が零未満であるときは、株式移転設立完全親会社は、株式移転完全子会社の株式に付す帳簿価額と完全子会社簿価純資産額との差額を負債として計上することができる。

（混合評価完全子会社が存する場合におけるのれん等の計上）

第四十六条 前条の規定は、混合評価完全子会社（簿価評価完全子会社及び時価評価完全子会社）（株式移転完全子会社であつて、当該株式移転完全子会社の株式の取得原価を新設型再編対価の時価その他当該株式移転完全子会社の株式の時価を適切に算定する方法をもって測定すべき場合における当該株式移転完全子



会社をいう。以下この節において同じ。）以外の株式移転完全子会社をいう。以下この節において同じ。

( )の株式(当該株式に付すべき帳簿価額(この条において準用する前条第二項の規定により計上する負債の額を含む。))を完全子会社簿価純資産額をもって算定すべき部分に限る。( )に係るのれん及び負債の計上について準用する。

### 第三款 純資産

第四十七条 株式移転設立完全親会社の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一 設立時資本金額 次に掲げる額の合計額(零未満である場合にあつては、零。以下この条において「設立時株主払込資本額」をいう。)の範囲内で、株式移転設立完全親会社が株式移転計画の定めに従い定めた額(零以上の額に限る。)

イ 簿価評価完全子会社(簿価評価完全子会社の株主に交付した新設型再編対価が存しない場合における当該簿価評価完全子会社(以下この条において「無対価完全子会社」という。))を除く。( )の完全子会社簿価純資産額から新設型再編対価簿価(当該簿価評価完全子会社の株主に交付した新設型再編対価に係るものに限る。))を減じて得た額(当該額が零未満である場合にあつては、零)

ロ 時価評価完全子会社の株主に対して交付した新設型再編対価時価（当該時価評価完全子会社の株主に交付した株式移転設立完全親会社の株式に係るものに限る。）

ハ 混合評価完全子会社に係る次に掲げる額の合計額

- (1) 混合評価完全子会社の完全子会社簿価純資産額のうち、株式移転設立完全親会社の設立時の払込資本の額を定めるに当たって算入すべき額から新設型再編対価簿価（当該混合評価完全子会社の株主に交付した新設型再編対価に係るものに限る。）のうち、株式移転設立完全親会社の設立時の払込資本の額を定めるに当たって減ずるべき額を減じて得た額（当該額が零未満である場合にあつては、零）

- (2) 混合評価完全子会社の株主に対して交付した新設型再編対価時価（当該混合評価完全子会社の株主に交付した株式移転設立完全親会社の株式に係るものに限る。）のうち、株式移転設立完全親会社の設立時の払込資本の額を定めるに当たって算入すべき額

二 設立時資本準備金額 設立時株主払込資本額から設立時資本金額を減じて得た額の範囲内で、株式移転設立完全親会社が株式移転計画の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

三 設立時資本剰余金額 設立時株主払込資本額から設立時資本金額及び設立時資本準備金額の合計額を減じて得た額

四 設立時利益準備金額 零

五 設立時利益剰余金額 次に掲げる額の合計額

イ 簿価評価完全子会社（その完全子会社簿価純資産額が零未満であるものに限る。）の完全子会社簿価純資産額

ロ 混合評価完全子会社（その完全子会社簿価純資産額が零未満であるものに限る。）の完全子会社簿価純資産額のうち、株式移転設立完全親会社の設立時利益剰余金額から減すべき額を定めるに当たって算入すべき額

第八節 持分会社に関する特則

第四十八条 持分会社について第一節から前節までの規定を適用する場合には、次に掲げる額は、零であるものとして、適用しなければならない。

一 吸収型再編後資本準備金額

二 吸収型再編後利益準備金額

三 設立時資本準備金額

四 設立時利益準備金額

#### 第九節 事業の譲渡及び譲受け

(事業の譲渡をした場合における負債の計上)

第四十九条 事業の譲渡の対価である事業の譲渡の相手方である者の株式につき事業の譲渡をする会社が付すべき帳簿価額(この条本文の規定により計上する負債の額を含む。)を事業の譲渡により移転させる財産の事業の譲渡をする会社における事業の譲渡の直前の帳簿価額をもって算定すべき場合において、当該直前の帳簿価額が零未満であるときは、事業の譲渡をする会社は、事業の譲渡の相手方である者の株式に付す帳簿価額と当該直前の帳簿価額との差額を負債として計上することができる。ただし、事業の譲渡の直前に当該会社が有する事業の譲渡の相手方である者の株式が存するときは、当該株式の帳簿価額を減ずるものとする。

(事業の譲受けをした場合におけるのれんの計上)

第五十条 事業の譲受けをした会社は、資産又は負債としてのれんを計上することができる。

2 前項の規定にかかわらず、事業の譲渡をした者と事業の譲受けをした会社が共通支配下関係にあるものとして計算すべき場合において、次の各号に掲げるときは、事業の譲受けをした会社は、当該事業の譲受けに際して、当該各号に定めるのれんを計上することができる。ただし、当該事業の譲受けの相手方に交付した対価の一部が当該会社の株式である場合には、第一号に定めるのれんは、当該事業の譲受けに際して交付した対価（当該会社の株式を除く。）の帳簿価額を超えて計上することはできない。

一 事業の譲受けにより取得する財産の価額が対価（当該会社の株式を除く。）の帳簿価額未満である場合（当該事業の譲受けの相手方に交付した対価の全部が当該会社の株式である場合を除く。） その差額に対応する部分についての資産としてののれん

二 事業の譲受けにより取得する財産の価額が対価（当該会社の株式を除く。）の帳簿価額以上である場合（当該事業の譲受けの相手方に交付した対価の全部又は一部が当該会社の株式である場合を除く。） その差額に対応する部分についての負債としてののれん

## 第十節 組織変更

第五十一条 会社が組織変更をする場合には、当該組織変更をすることを理由にその有する資産及び負債の帳簿価額を変更することはできない。

2 株式会社が組織変更をする場合には、組織変更後持分会社の次に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一 資本金の額 組織変更の直前の株式会社の資本金の額

二 資本剰余金の額 イに掲げる額からロ及び八に掲げる額の合計額を減じて得た額

イ 組織変更の直前の株式会社の資本準備金の額及びその他資本剰余金の額の合計額

ロ 組織変更をする株式会社が有する自己株式の帳簿価額のうち、組織変更をする株式会社が資本剰余金の額から減ずるべき額と定めた額

八 組織変更をする株式会社の株主に対して交付した組織変更後持分会社の持分以外の財産の帳簿価額（組織変更後持分会社の社債（自己社債を除く。次号八において同じ。）にあつては、当該社債に付すべき帳簿価額）のうち、株式会社が資本剰余金の額から減ずるべき額と定めた額

三 利益剰余金の額 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額

イ 組織変更の直前の株式会社の利益準備金の額及びその他利益剰余金の額の合計額

ロ 組織変更をする株式会社が有する自己株式の帳簿価額のうち、組織変更をする株式会社が利益剰余金の額から減ずるべき額と定めた額

ハ 組織変更をする株式会社の株主に対して交付した組織変更後持分会社の持分以外の財産の帳簿価額  
(組織変更後持分会社の社債にあつては、当該社債に付すべき帳簿価額)のうち、株式会社が利益剰余金の額から減ずるべき額と定めた額

3 持分会社が組織変更をする場合には、組織変更後株式会社の次に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一 資本金の額 組織変更の直前の持分会社の資本金の額

二 資本準備金の額 零

三 その他資本剰余金の額 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額

イ 組織変更の直前の持分会社の資本剰余金の額

ロ 組織変更をする持分会社の社員に対して交付した組織変更後株式会社の株式以外の財産の帳簿価額

(組織変更後株式会社の社債等)自己社債及び自己新株予約権を除く。第五号ロにおいて同じ。)にあつては、当該社債等に付すべき帳簿価額)のうち、組織変更をする持分会社が資本剰余金の額から減ずるべき額と定めた額

#### 四 利益準備金の額 零

五 その他利益剰余金の額 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額

イ 組織変更の直前の持分会社の利益剰余金の額

ロ 組織変更をする持分会社の社員に対して交付した組織変更後株式会社の株式以外の財産の帳簿価額(組織変更後株式会社の社債等にあつては、当該社債等に付すべき帳簿価額)のうち、組織変更をする持分会社がその他利益剰余金の額から減ずるべき額と定めた額

#### 第三章 吸収分割契約及び新設分割計画

第五十二条 次に掲げる規定に規定する法務省令で定めるものは、端数調整金等とする。

一 法第七百五十八条第八号イ

二 法第七百六十条第七号イ



三 法第七百六十三条第十二号イ

四 法第七百六十五条第一項第八号イ

2 前項に規定する「端数調整金等」とは、次に掲げるものとする。

- 一 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額がハに掲げる額よりも小さい場合における吸収分割又は新設分割に際して吸収分割株式会社又は新設分割株式会社（以下この項において「分割会社」という。）が吸収分割承継会社又は新設分割設立会社から取得した金銭等（金銭その他の財産をいう。以下同じ。）であつて、法第七百五十八条第八号、第七百六十条第七号、第七百六十三条第十二号又は第七百六十五条第一項第八号の定めに従い取得対価（法第七十一条第一号に規定する取得対価をいう。）又は配当財産として交付する承継会社株式等（吸収分割承継株式会社若しくは新設分割設立株式会社の株式又は吸収分割承継持分会社若しくは新設分割設立持分会社の持分をいう。以下この号において同じ。）以外の金銭等

イ 法第七百五十八条第八号イ若しくはロ、第七百六十条第七号イ若しくはロ、第七百六十三条第十二号イ若しくはロ又は第七百六十五条第一項第八号イ若しくはロに掲げる行為により分割会社の株主に

対して交付する金銭等（法第七百五十八条第八号イ、第七百六十条第七号イ、第七百六十三条第十二号イ又は第七百六十五条第一項第八号イに掲げる行為（次号において「特定株式取得」という。）をする場合にあつては、分割会社の株式を除く。）の合計額

ロ イに規定する金銭等のうち承継会社株式等の価額の合計額

ハ イに規定する金銭等の合計額に二十分の一を乗じて得た額

二 特定株式取得をする場合における取得対価として交付する分割会社の株式

#### 第四章 組織変更をする株式会社の手続

（組織変更をする株式会社の事前開示事項）

第五十二条 法第七百七十五条第一項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 組織変更をする株式会社が新株予約権を発行しているときは、法第七百四十四条第一項第七号及び第八号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

二 組織変更後持分会社の債務の履行の見込みの有無に関する事項

三 組織変更計画備置開始日（法第七百七十五条第二項に規定する組織変更計画備置開始日をいう。）後

、前二号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

(計算書類に関する事項)

第五十四条 法第七百七十九条第二項第二号に規定する法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 貸借対照表又はその要旨につき法第四百四十条第一項又は第二項の規定により公告をしているときは、次に掲げるもの

イ 官報で公告をしているときは、当該官報の日付及び当該公告が掲載されている頁

ロ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

ハ 電子公告により公告をしているときは、法第九百十一条第三項第二十九号イに掲げる事項

二 貸借対照表につき法第四百四十条第三項に規定する措置を執っているときは、法第九百十一条第三項第二十七号に掲げる事項

三 株式会社が法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が証券取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しているときは、その旨

四 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第二十八条の規定により法第四百四十条の規定が適用されないときは、その旨

五 最終事業年度がないときは、その旨

六 前各号に掲げる場合以外の場合には、最終事業年度に係る株式会社の計算に関する法務省令（平成十八年法務省令第 号）第五編第二章の規定による貸借対照表の要旨の内容

第五章 吸収合併消滅株式会社、吸収分割株式会社及び株式交換完全子会社の手続

（吸収合併消滅株式会社の事前開示事項）

第五十五条 法第七百八十二条第一項に規定する法務省令で定める事項は、同項に規定する消滅株式会社等が吸収合併消滅株式会社であるときは、次に掲げる事項とする。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める定め（当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

イ 吸収合併存続会社が株式会社である場合 法第七百四十九条第一項第二号及び第三号に掲げる事項  
についての定め

ロ 吸収合併存続会社が持分会社である場合 法第七百五十一条第一項第二号から第四号までに掲げる事項についての定め

二 吸収合併消滅株式会社の株主に対して交付する金銭等の全部又は一部が吸収合併存続株式会社の株式又は吸収合併存続持分会社の持分であるときは、当該吸収合併存続株式会社又は吸収合併存続持分会社の定款の定め

三 吸収合併消滅株式会社の株主に対して交付する金銭等の全部又は一部が吸収合併存続会社以外の法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）の株式、持分、社債等その他これらに準ずるものである場合（当該吸収合併契約につき吸収合併消滅株式会社の総株主の同意を得た場合を除く。）において、次のイから八までに掲げるときは、次のイから八までに定める事項（当該事項が日本語以外の言語で表示されている場合にあつては、当該事項に相当する事項を日本語で表示した事項）

イ 当該金銭等が当該法人等の株式、持分その他これらに準ずるものである場合 当該法人等の定款その他これに相当するもの

ロ 当該法人等がその計算書類等その他これに相当するものの内容を法令に基づき公告（法第四百四十

条第三項の措置に相当するものを含む。）をしているもの又は証券取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものでない場合 当該法人等の過去五年間の計算書類等その他これに相当するもの（設立後五年を経過していない法人等にあつては、成立後の各事業年度に係るもの）の内容

八 当該法人等について登記（当該法人等が外国の法令に準拠して設立されたものであるときは、法第九百三十三条第一項の外国会社の登記又は非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第二百二十四条の外国法人の登記に限る。）がされていない場合 次に掲げる事項

- (1) 当該法人等を代表する者の氏名又は名称及び住所
- (2) 当該法人等の取締役、会計参与、監査役その他の役員の氏名又は名称

四 吸収合併消滅株式会社が新株予約権を発行しているときは、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める定め（当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

イ 吸収合併存続会社が株式会社である場合 法第七百四十九条第一項第四号及び第五号に掲げる事項

についての定め

- ロ 吸収合併存続会社が持分会社である場合 法第七百五十一条第一項第五号及び第六号に掲げる事項
- 五 吸収合併存続会社の計算書類等についての次に掲げる事項
  - イ 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続会社の成立の日における貸借対照表）の内容
  - ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続会社の成立の日。八において同じ。）後の日を臨時決算日（法第四百四十一条第一項に規定する臨時決算日をいう。以下同じ。）とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
- 八 吸収合併存続会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
- 六 吸収合併消滅株式会社において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併消滅株式会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

七 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務（法第七百八十九条第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができずる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みの有無に関する事項

八 吸収合併契約等備置開始日（法第七百八十二条第二項に規定する吸収合併契約等備置開始日をいう。次条及び第五十七条において同じ。）後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

項  
（吸収分割株式会社の事前開示事項）

第五十六条 法第七百八十二条第一項に規定する法務省令で定める事項は、同項に規定する消滅株式会社等が吸収分割株式会社であるときは、次に掲げる事項とする。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める定め（当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

イ 吸収分割承継会社が株式会社である場合 法第七百五十八条第四号に掲げる事項についての定め

ロ 吸収分割承継会社が持分会社である場合 法第七百六十条第四号及び第五号に掲げる事項について



## の定め

二 法第七百五十八条第八号又は第七百六十条第七号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ 法第七百五十八条第八号イ又は第七百六十条第七号イに掲げる行為をするときは、法第七十一条第一号各号に掲げる事項

ロ 法第七百五十八条第八号ロ又は第七百六十条第七号ロに掲げる行為をするときは、法第四百五十四条第一項第一号及び第二号に掲げる事項

三 吸収分割承継会社が株式会社である場合において吸収分割株式会社が新株予約権を発行しているときは、法第七百五十八条第五号及び第六号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

四 吸収分割承継会社の計算書類等についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割承継会社の成立の日。八にお

いて同じ。) 後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

八 吸収分割承継会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

五 吸収分割株式会社において最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割株式会社の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

六 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割株式会社の債務又は吸収分割承継会社の債務(吸収分割株式会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。)の履行の見込みの有無に

#### 関する事項

七 吸収合併契約等備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

(株式交換完全子会社の事前開示事項)

第五十七条 法第七百八十二条第一項に規定する法務省令で定める事項は、同項に規定する消滅株式会社等が株式交換完全子会社であるときは、次に掲げる事項とする。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める定め（当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

イ 株式交換完全親会社が株式会社である場合 法第七百六十八条第一項第二号及び第三号に掲げる事項についての定め

ロ 株式交換完全親会社が合同会社である場合 法第七百七十条第一項第二号から第四号までに掲げる事項についての定め

二 株式交換完全子会社の株主に対して交付する金銭等の全部又は一部が株式交換完全親株式会社の株式又は株式交換完全親合同会社の持分であるときは、当該株式交換完全親株式会社又は株式交換完全親合同会社の定款の定め

三 株式交換完全子会社の株主に対して交付する金銭等の全部又は一部が株式交換完全親会社以外の法人等の株式、持分、社債等その他これらに準ずるものである場合（当該株式交換契約につき株式交換完全子会社の総株主の同意を得た場合を除く。）において、次のイから八までに掲げるときは、次のイから八までに定める事項（当該事項が日本語以外の言語で表示されている場合にあつては、当該事項に相当

する事項を日本語で表示した事項)

イ 当該金銭等が当該法人等の株式、持分その他これらに準ずるものである場合 当該法人等の定款その他のこれに相当するもの

ロ 当該法人等がその計算書類等その他これに相当するものの内容を法令に基づき公告(法第四百四十条第三項の措置に相当するものを含む。)をしているもの又は証券取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものでない場合 当該法人等の過去五年間の計算書類等その他これに相当するもの(設立後五年を経過していない法人等にあつては、成立後の各事業年度に係るもの)の内容

ハ 当該法人等について登記(当該法人等が外国の法令に準拠して設立されたものであるときは、法第九百三十三条第一項の外国会社の登記又は非訟事件手続法第二百二十四条の外国法人の登記に限る。)がされていない場合 次に掲げる事項

- (1) 当該法人等を代表する者の氏名又は名称及び住所
- (2) 当該法人等の取締役、会計参与、監査役その他の役員の氏名又は名称

四 株式交換完全親会社が株式会社である場合において株式交換完全子会社が新株予約権を発行しているときは、法第七百六十八条第一項第四号及び第五号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

五 株式交換完全親会社の計算書類等についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあっては、株式交換完全親会社の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、株式交換完全親会社の成立の日。八において同じ。）後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

ハ 株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

六 株式交換完全子会社において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、株式交換完全子会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

七 法第七百八十九条第一項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者があるときは、株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務（当該債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みの有無に関する事項

八 吸収合併契約等備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（持分等）

第五十八条 法第七百八十三条第二項に規定する法務省令で定めるものは、権利の移転又は行使に債務者その他第三者の承諾を要するもの（持分会社の持分及び譲渡制限株式を除く。）とする。

（譲渡制限株式等）

第五十九条 法第七百八十三条第三項に規定する法務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める会社の取得条項付株式（当該取得条項付株式に係る法第八十八条第二項第六号口の他の株式の種類が当該各号に定める会社の譲渡制限株式であるものに限る。）又は取得条項付新株予約権（当該取得条項付新株予約権に係る法第二百三十六条第一項第七号ニの株式が当該イからニまでに定める会社の譲渡制限株式であるものに限る。）とする。

- 一 吸収合併をする場合 吸収合併存続株式会社
- 二 株式交換をする場合 株式交換完全親株式会社
- 三 新設合併をする場合 新設合併設立株式会社
- 四 株式移転をする場合 株式移転設立完全親会社

(総資産の額)

第六十条 法第七百八十四条第三項に規定する法務省令で定める方法は、第一号から第八号までに掲げる額の合計額から第九号に掲げる額を減じて得た額をもって吸収分割株式会社の総資産額とする方法とする。

- 一 資本金の額
- 二 資本準備金の額
- 三 利益準備金の額
- 四 法第四百四十六条に規定する剰余金の額
- 五 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割株式会社の成立の日。以下この条において同じ。)において純資産の部に計上した額から株主資本及び新株予約権に係る額を減じて得

た額

六 新株予約権の帳簿価額

七 最終事業年度の末日において負債の部に計上した額

八 最終事業年度の末日後に吸収合併、吸収分割による他の会社の事業に係る権利義務の承継又は他の会

社（外国会社を含む。）の事業の全部の譲受けをしたときは、これらの行為により承継した負債の額

九 自己株式及び自己新株予約権（法第二百五十五条第一項に規定する自己新株予約権をいう。以下同じ

。）の帳簿価額の合計額

（計算書類に関する事項）

第六十一条 法第七百八十九条第二項第三号に規定する法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 貸借対照表又はその要旨につき法第四百四十条第一項又は第二項の規定により公告をしているときは、次に掲げるもの

イ 官報で公告をしているときは、当該官報の日付及び当該公告が掲載されている頁

ロ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及



び当該公告が掲載されている頁

八 電子公告により公告をしているときは、法第九百十一条第三項第二十九号イに掲げる事項

二 貸借対照表につき法第四百四十条第三項に規定する措置を執っているときは、法第九百十一条第三項第二十七号に掲げる事項

三 株式会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が証券取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しているときは、その旨

四 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十八条の規定により法第四百四十条の規定が適用されないときは、その旨

五 最終事業年度がないときは、その旨

六 前各号に掲げる場合以外の場合には、最終事業年度に係る株式会社の計算に関する法務省令第五編第二章の規定による貸借対照表の要旨の内容

(吸収分割株式会社の事後開示事項)

第六十二条 法第七百九十一条第一項第一号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 吸収分割が効力を生じた日

二 吸収分割株式会社における法第七百八十五条、第七百八十七条及び第七百八十九条の規定による手続の経過

三 吸収分割承継会社における法第七百九十七条の規定及び法第七百九十九条（法第八百二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による手続の経過

四 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項

（株式交換完全子会社の事後開示事項）

第六十三条 法第七百九十一条第一項第二号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 株式交換が効力を生じた日

二 株式交換完全子会社における法第七百八十五条、第七百八十七条及び第七百八十九条の規定による手

続の経過

三 株式交換完全親会社における法第七百九十七条の規定及び法第七百九十九条（法第八百二条第二項に

において準用する場合を含む。）の規定による手続の経過

四 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（株式交換完全子会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類及び種類ごとの数）

五 前各号に掲げるもののほか、株式交換に関する重要な事項

第六章 吸収合併存続株式会社、吸収分割承継株式会社及び株式交換完全親株式会社の手続

（吸収合併存続株式会社の事前開示事項）

第六十四条 法第七百九十四条第一項に規定する法務省令で定める事項は、同項に規定する存続株式会社等が吸収合併存続株式会社であるときは、次に掲げる事項とする。

一 法第七百四十九条第一項第二号及び第三号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

二 法第七百四十九条第一項第四号及び第五号に掲げる事項を定めるときは、当該事項についての定めとの相当性に関する事項

三 吸収合併消滅会社の計算書類についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併消滅会社の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併消滅会社の成立の日。八において同じ。）後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

ハ 吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

四 吸収合併存続株式会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

五 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続株式会社の債務（法第七百九十九条第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みの有無に関する事項

六 吸収合併契約等備置開始日（法第七百九十四条第二項に規定する吸収合併契約等備置開始日をいう。次条及び第六十六条において同じ。）後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事

項

七 吸収合併が効力を生じた日後にあつては、法第七百八十二条第一項の規定により吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載され、又は記録された事項（吸収合併契約の内容を除く。）

（吸収分割承継株式会社の事前開示事項）

第六十五条 法第七百九十四条第一項に規定する法務省令で定める事項は、同項に規定する存続株式会社等が吸収分割承継株式会社であるときは、次に掲げる事項とする。

一 法第七百五十八条第四号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

二 法第七百五十八条第八号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ 法第七百五十八条第八号イに掲げる行為をするときは、法第七十一条第一号各号に掲げる事項

ロ 法第七百五十八条第八号ロに掲げる行為をするときは、法第四百五十四条第一項第一号及び第二号に掲げる事項

三 法第七百五十八条第五号及び第六号に掲げる事項を定めたときは、当該事項についての定め相当性

## に関する事項

### 四 吸収分割会社の計算書類についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割会社の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割会社の成立の日。八において同じ。）後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

ハ 吸収分割会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

五 吸収分割承継株式会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

六 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割承継株式会社の債務（法第七百九十九条第一項の規定により吸収分割について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の

見込みの有無に関する事項

七 吸収合併契約等備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

(株式交換完全親株式会社の事前開示事項)

第六十六条 法第七百九十四条第一項に規定する法務省令で定める事項は、同項に規定する存続株式会社等が株式交換完全親株式会社であるときは、次に掲げる事項とする。

一 法第七百六十八条第一項第二号及び第三号に掲げる事項についての定め(当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと)の相当性に関する事項

二 法第七百六十八条第一項第四号及び第五号に掲げる事項を定めたときは、当該事項についての定め(当該定めがない場合)の相当性に関する事項

三 株式交換完全子会社の計算書類についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等(最終事業年度がない場合にあつては、株式交換完全子会社の成立の日における貸借対照表)の内容

ロ 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあつては、株式交換完全子会社の成立の日。八において同じ。)  
ハ 後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

八 株式交換完全子会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

四 株式交換完全親株式会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

五 法第七百九十九条第一項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者があるときは、株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親株式会社の債務（当該債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みの有無に関する事項

六 吸収合併契約等備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（株式交換完全親株式会社の株式に準ずるもの）

第六十七条 次に掲げる規定に規定する法務省令で定めるものは、端数調整金とする。

一 法第七百九十四条第三項

二 法第七百九十九条第一項第三号

三 法第八百一条第六項において準用する同条第四項



2 前項に規定する「端数調整金」とは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額が第三号に掲げる額よりも小さい場合における法第七百六十八第一項第二号及び第三号の定めに従い交付する株式交換完全親株式会社の株式以外の金銭等とする。

一 株式交換完全子会社の株主に対して交付する金銭等の合計額

二 前号に規定する金銭等のうち株式交換完全親株式会社の株式の価額の合計額

三 第一号に規定する金銭等の合計額に二十分の一を乗じて得た額

(資産の額等)

第六十八条 法第七百九十五条第二項第一号に規定する債務の額として法務省令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする。

一 吸収合併又は吸収分割の直後に吸収合併存続株式会社又は吸収分割承継株式会社の貸借対照表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表の負債の部に計上すべき額から法第七百九十五条第二項第二号の株式等(社債(吸収合併又は吸収分割の直前に吸収合併存続株式会社又は吸収分割承継株式会社が有していた社債を除く。))に限る。)につき会計帳簿に付すべき額を減じて得た額

- 二 吸収合併又は吸収分割の直前に吸収合併存続株式会社又は吸収分割承継株式会社の貸借対照表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表の負債の部に計上すべき額
- 2 法第七百九十五条第二項第一号に規定する資産の額として法務省令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする。
  - 一 吸収合併又は吸収分割の直後に吸収合併存続株式会社又は吸収分割承継株式会社の貸借対照表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表の資産の部に計上すべき額
  - 二 吸収合併又は吸収分割の直前に吸収合併存続株式会社又は吸収分割承継株式会社の貸借対照表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表の資産の部に計上すべき額から法第七百九十五条第二項第二号に規定する金銭等（同号の株式等のうち吸収合併又は吸収分割の直前に吸収合併存続株式会社又は吸収分割承継株式会社が有していた社債等を含む。）の帳簿価額を減じて得た額
- 3 前項の規定にかかわらず、吸収合併存続株式会社が株式会社の計算に関する法務省令第百十二条第四号イ又はロのいずれかに該当するものである場合において、吸収合併消滅会社が吸収合併存続会社の子会社又は関連会社（株式会社の計算に関する法務省令第二条第二項第二十号に規定する関連会社をいう。）で

あるときは、法第七百九十五条第二項第一号に規定する資産の額として法務省令で定める額は、次の各号に掲げる額のいずれか大きい額とする。

一 第一項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を減じて得た額

二 前項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を減じて得た額

4 法第七百九十五条第二項第三号に規定する法務省令で定める額は、株式交換完全親株式会社が株式交換により取得する株式交換完全子会社の株式につき会計帳簿に付すべき額とする。

(純資産の額)

第六十九条 法第七百九十六条第三項第二号に規定する法務省令で定める方法は、第一号から第六号までに掲げる額の合計額から第七号に掲げる額を減じて得た額(当該額が五百万円を下回る場合にあつては、五百万円)をもつて存続株式会社等(法第七百九十四条第一項に規定する存続株式会社等をいう。以下この条において同じ。)の純資産額とする方法とする。

一 資本金の額

二 資本準備金の額

三 利益準備金の額

四 法第四百四十六条に規定する剰余金の額

五 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、存続株式会社等の成立の日）においてその他の純資産の部に計上した額から株主資本及び新株予約権に係る額を減じて得た額

六 新株予約権の帳簿価額

七 自己株式及び自己新株予約権の帳簿価額の合計額

（株式の数）

第七十条 法第七百九十六条第四項に規定する法務省令で定める数は、次に掲げる数のいずれか小さい数とする。

一 特定株式（法第七百九十六条第四項の承認をする株主総会において議決権を行使することができることを内容とする株式をいう。以下この条において同じ。）の総数に二分の一（同項の決議が成立するための要件として当該特定株式の議決権の総数の一定の割合以上の議決権を有する株主が出席しなければならぬ旨の定款の定めがある場合にあつては、当該一定の割合）を乗じて得た数に三分の一（同項の

決議が成立するための要件として当該株主総会に出席した当該特定株主（特定株式の株主をいう。以下この条において同じ。）の有する議決権の総数の一定の割合以上の多数が賛成しなければならない旨の定款の定めがある場合にあつては、一から当該一定の割合を減じて得た割合（を乗じて得た数

二 法第七百九十六条第四項に規定する行為に係る同項に規定する決議が成立するための要件として一定の数以上の特定株主の賛成を要する旨の定款の定めがある場合において、特定株主の総数から株式会社に対して当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の数を減じて得た数が当該一定の数未満となるときにおける当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の有する特定株式の数

三 法第七百九十六条第四項に規定する行為に係る同項に規定する決議が成立するための要件として前二号の定款の定め以外の定款の定めがある場合において、当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の全部が同項に規定する株主総会において反対したとすれば当該決議が成立しないときは、当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の有する特定株式の数

#### 四 定款で定めた数

（計算書類に関する事項）

第七十一条 法第七百九十九条第二項第三号に規定する法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 貸借対照表又はその要旨につき法第四百四十条第一項又は第二項の規定により公告をしているときは、次に掲げるもの

イ 官報で公告をしているときは、当該官報の日付及び当該公告が掲載されている頁

ロ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

ハ 電子公告により公告をしているときは、法第九百十一条第三項第二十九号イに掲げる事項

二 貸借対照表につき法第四百四十条第三項に規定する措置を執っているときは、法第九百十一条第三項第二十七号に掲げる事項

三 株式会社が法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が証券取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しているときは、その旨

四 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十八条の規定により法第四百四十条の規定が適用されないときは、その旨

五 最終事業年度がないときは、その旨

六 前各号に掲げる場合以外の場合には、最終事業年度に係る株式会社の計算に関する法務省令第五編第二章の規定による貸借対照表の要旨の内容

(吸収合併存続株式会社の事後開示事項)

第七十二条 法第八百一条第一項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 吸収合併が効力を生じた日

二 吸収合併消滅会社における法第七百八十五条及び第七百八十七条の規定並びに法第七百八十九条(法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による手続の経過

三 吸収合併存続株式会社における法第七百九十七条及び第七百九十九条の規定による手続の経過

四 吸収合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

(吸収分割承継株式会社の事後開示事項)

第七十三条 法第八百一条第二項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 吸収分割が効力を生じた日

二 吸収分割合同会社における法第七百九十三条第二項において準用する法第七百八十九条の規定による  
手続の経過

三 吸収分割承継株式会社における法第七百九十七条及び第七百九十九条の規定による手続の経過

四 吸収分割により吸収分割承継株式会社が吸収分割合同会社から承継した重要な権利義務に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項

(株式会社交換完全親合同会社の持分に準ずるもの)

第七十四条 法第八百二条第二項において準用する法第七百九十九条第一項第三号に規定する法務省令で定めるものは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額が第三号に掲げる額よりも小さい場合における法第七百六十八第一項第二号及び第三号の定めに従い交付する株式会社交換完全親合同会社の持分以外の金銭等とする。

一 株式会社交換完全子会社の株主に対して交付する金銭等の合計額

二 前号に規定する金銭等のうち株式会社交換完全親合同会社の持分の価額の合計額



三 第一号に規定する金銭等の合計額に二十分の一を乗じて得た額

第七章 新設合併消滅株式会社、新設分割株式会社及び株式移転完全子会社の手続

(新設合併消滅株式会社の事前開示事項)

第七十五条 法第八百三条第一項に規定する法務省令で定める事項は、同項に規定する消滅株式会社等が新

設合併消滅株式会社であるときは、次に掲げる事項とする。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める定め相当性に関する事項

イ 新設合併設立会社が株式会社である場合 法第七百五十三条第一項第六号から第九号に掲げる事項

についての定め

ロ 新設合併設立会社が持分会社である場合 法第七百五十五条第一項第四号、第六号及び第七号に掲

げる事項についての定め

二 新設合併消滅株式会社が新株予約権を発行しているときは、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ

、当該イ又はロに定める定め(当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと)の相当性に関する

事項

イ 新設合併設立会社が株式会社である場合 法第七百五十二条第一項第十号及び第十一号に掲げる事項についての定め

ロ 新設合併設立会社が持分会社である場合 法第七百五十五条第一項第八号及び第九号に掲げる事項  
三 他の新設合併消滅会社の計算書類等についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、他の新設合併消滅会社の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、他の新設合併消滅会社の成立の日）後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

四 新設合併消滅会社において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、新設合併消滅株式会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

五 新設合併が効力を生ずる日以後における新設合併設立会社の債務（他の新設合併消滅会社から承継する債務を除く。）の履行の見込みの有無に関する事項

六 新設合併契約等備置開始日（法第八百三十二条第二項に規定する新設合併契約等備置開始日をいう。次条及び第七十七条において同じ。）後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（新設分割株式会社の事前開示事項）

第七十六条 法第八百三十三条第一項に規定する法務省令で定める事項は、同項に規定する消滅株式会社等が新設分割株式会社であるときは、次に掲げる事項とする。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める定め相当性に関する事項

イ 新設分割設立会社が株式会社である場合 法第七百六十三条第六号から第九号までに掲げる事項についての定め

ロ 新設分割設立会社が持分会社である場合 法第七百六十五条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる事項についての定め

二 法第七百六十三条第十二号又は第七百六十五条第一項第八号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ 法第七百六十三条第十二号イ又は第七百六十五条第一項第八号イに掲げる行為をするときは、法第

百七十一条第一号各号に掲げる事項

□ 法第七百六十三条第十二号□又は第七百六十五条第一項第八号□に掲げる行為をするときは、法第四百五十四条第一項第一号及び第二号に掲げる事項

三 新設分割設立会社が株式会社である場合において新設分割株式会社が新株予約権を発行しているときは、法第七百六十三条第十号及び第十一号に掲げる事項（当該定めがない場合にあつては、当該定めのないこと）の相当性に関する事項

四 他の新設分割会社の計算書類等についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、他の新設分割会社の成立の日における貸借対照表）の内容

□ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、他の新設分割会社の成立の日）後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

五 新設分割会社において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、新設分割会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

が生じたときは、その内容

六 新設分割が効力を生ずる日以後における新設分割株式会社の債務又は新設分割設立会社の債務（他の新設分割会社から承継する債務を除き、新設分割株式会社が新設分割計画により新設分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みの有無に関する事項

七 新設合併契約等備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（株式移転完全子会社の事前開示事項）

第七十七条 法第八百三条第一項に規定する法務省令で定める事項は、同項に規定する消滅株式会社等が株式移転完全子会社であるときは、次に掲げる事項とする。

一 法第七百七十三条第一項第五号から第八号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項

二 株式移転完全子会社が新株予約権を発行しているときは、法第七百七十三条第一項第九号及び第十号に掲げる事項（当該定めがない場合にあつては、当該定めのないこと）の相当性に関する事項

三 他の株式移転完全子会社の計算書類等についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、他の株式移転完全子会社の

成立の日における貸借対照表）の内容

□ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、他の株式移転完全子会社の成立の日）

後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

四 株式移転完全子会社において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、株式移転完全子会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

五 法第八十条の規定により株式移転について異議を述べることができる債権者があるときは、株式移転が効力を生ずる日以後における株式移転設立完全親会社の債務（他の株式移転完全子会社から承継する債務を除き、当該異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みの有無に関する事項

六 新設合併契約等備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項  
（総資産の額）

第七十八条 法第八十五条に規定する法務省令で定める方法は、第一号から第八号までに掲げる額の合計額

から第九号に掲げる額を減じて得た額をもって新設分割株式会社の総資産額とする方法とする。

一 資本金の額

二 資本準備金の額

三 利益準備金の額

四 法第四百四十六条に規定する剰余金の額

五 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、新設分割株式会社の成立の日。以下この条において同じ。）において純資産の部に計上した額から株主資本及び新株予約権に係る額を減じて得

た額

六 新株予約権の帳簿価額

七 最終事業年度の末日において負債の部に計上した額

八 最終事業年度の末日後に吸収合併、吸収分割による他の会社の事業に係る権利義務の承継又は他の会社（外国会社を含む。）の事業の全部の譲受けをしたときは、これらの行為により承継した負債の額

九 自己株式及び自己新株予約権の帳簿価額の合計額

(計算書類に関する事項)

第七十九条 法第八十条第二項第三号に規定する法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 貸借対照表又はその要旨につき法第四百四十条第一項又は第二項の規定により公告をしているときは、次に掲げるもの

イ 官報で公告をしているときは、当該官報の日付及び当該公告が掲載されている頁

ロ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

ハ 電子公告により公告をしているときは、法第九百十一条第三項第二十九号イに掲げる事項

二 貸借対照表につき法第四百四十条第三項に規定する措置を執っているときは、法第九百十一条第三項第二十七号に掲げる事項

三 株式会社が法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が証券取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しているときは、その旨

四 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十八条の規定により法第四百四十条の規定が



適用されないときは、その旨

五 最終事業年度がないときは、その旨

六 前各号に掲げる場合以外の場合には、最終事業年度に係る株式会社の計算に関する法務省令第五編第

二章の規定による貸借対照表の要旨の内容

(新設分割株式会社の事後開示事項)

第八十条 法第八百十一条第一項第一号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 新設分割が効力を生じた日

二 法第八百六条及び第八百八条の規定並びに法第八百十条（法第八百十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による手続の経過

三 新設分割により新設分割設立会社が新設分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、新設分割に関する重要な事項

(株式移転完全子会社の事後開示事項)

第八十一条 法第八百十一条第一項第二号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 株式移転が効力を生じた日

二 法第八百六条、第八百八条及び第八百十条の規定による手続の経過

三 株式移転により株式移転設立完全親会社に移転した株式移転完全子会社の株式の数（株式移転完全子会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類及び種類ごとの数）

四 前三号に掲げるもののほか、株式移転に関する重要な事項

第八章 新設合併設立株式会社、新設分割設立株式会社及び株式移転設立完全親会社の手続

（新設合併設立株式会社の事後開示事項）

第八十二条 法第八百十五条第一項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 新設合併が効力を生じた日

二 法第八百六条及び第八百八条の規定並びに法第八百十条（法第八百十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による手続の経過

三 新設合併により新設合併設立株式会社が新設合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

(新設分割設立株式会社の事後開示事項)

第八十三条 法第八百十五条第二項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 新設分割が効力を生じた日
- 二 法第八百十三条第二項において準用する法第八百十条の規定による手続の経過
- 三 新設分割により新設分割設立株式会社が新設分割合同会社から承継した重要な権利義務に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、新設分割に関する重要な事項

(新設合併設立株式会社の事後開示事項)

第八十四条 法第八百十五条第三項第一号に規定する法務省令で定める事項は、法第八百三条第一項の規定により新設合併消滅株式会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項(新設合併契約の内容を除く。)とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、法の施行の日から施行する。

( 検討 )

2 第五十八条及び第五十九条の規定については、この省令の施行後一年を目途として、合併等の対価に係る検討の結果に基づき、必要な見直し等の措置を講ずるものとする。